

第3期

和木町子ども・子育て支援事業計画

【素案】

令和7年3月

山口県 和木町

|

目次

はじめに.....	1
計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 住民参加と情報公開.....	3
第1章 子ども・子育てを取り巻く現況.....	4
第1節 少子化の動向.....	4
1. 総人口と児童人口の推移.....	4
2. 年齢3区分人口比の推移.....	5
3. 総人口と児童人口の推計値.....	6
4. 出生の動向.....	7
第2節 家族や地域の動向.....	9
1. 世帯の状況.....	9
2. 女性の年齢別就業率.....	10
第3節 子育て支援サービスの提供と利用の状況.....	12
1. 保育所、幼稚園及びこども園における保育サービス等の状況.....	12
2. 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	14
3. 学校児童・生徒数の推移.....	22
4. 母子家庭の実態及び母子保健事業の実施状況.....	22
第4節 次世代育成支援計画の評価.....	27
1. 目標指標の評価.....	27
第5節 子ども・子育てニーズ調査結果概要.....	28
1. 調査方法.....	28
2. 調査結果の概要.....	29
第6節 前計画(令和2~5年度)の評価と課題.....	38
第2章 計画の基本理念と基本目標.....	41
第1節 計画の基本理念.....	41
第2節 基本目標.....	42
第3節 計画の体系.....	44
第3章 事業量の見込みと確保方策.....	45
第1節 教育・保育の提供区域の設定.....	45
1. 教育・保育提供区域について.....	45
第2節 教育・保育給付.....	45
1. 保育認定.....	45

2. 教育・保育認定者数の推計	45
第3節 地域子ども・子育て支援事業	47
第4章 施策の展開	57
基本目標1 地域における子育て家庭に関する支援	57
1. 家庭での保育を対象とした支援	57
2. すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組の推進	58
3. 保育サービスの充実	58
4. 総合的な相談窓口の推進	59
5. 相談窓口の対応力の向上	59
基本目標2 子どもが健やかに生まれこころ豊かに育つ環境づくり	60
1. 子どもや母親の健康の確保	60
2. 子どもの健やかな成長への支援	64
3. 子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービスの実施	66
4. ひとり親家庭等の自立支援の推進	67
5. 児童虐待防止対策の充実	67
6. 障害児施策の充実	68
基本目標3 子どもの成長を支える教育環境の整備	69
1. 幼児教育の充実	69
2. 就学児童の居場所づくり	70
3. 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	71
4. 家庭や地域の教育力の向上	73
5. 青少年健全育成の推進	74
基本目標4 子育てと仕事の両立支援	75
1. 多様な働き方に対応した子育て支援の展開	75
2. ワークライフバランスの推進	75
3. 共働き・共育での推進	76
基本目標5 子どもが安全・安心に過ごせる生活環境の整備	77
1. 安全・安心な道路交通環境の整備	77
2. 安心して遊び、生活できる環境づくり	77
3. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	78
基本目標6 子どもの貧困対策の推進	79
第5章 推進体制	80
1. 計画の推進体制	80
2. 役割	80
3. 計画の管理	81
資料編	82
1. 和木町子ども・子育て会議設置要綱	82
2. 計画の策定体制	84

はじめに

計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国では、平成 2 年の「1.57 ショック」を契機として、少子化に大きな注目が集まりました。その後、現在に至るまで我が国の少子化の流れは止まらず、急速に進行しています。

このような状況を打破するため、国においては、平成 24 年に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、また平成 27 年にはこれに基づいた「子ども・子育て支援新制度」が施行され、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」という考えを基本に、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充と質の向上が図られました。

さらに、平成 26 年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行、平成 30 年 9 月には共働き家庭等の「小 1 の壁」・「待機児童」の解消を目的とする「新・放課後子ども総合プラン」、令和元年 10 月には「幼児教育・保育の無償化」がスタートするなど、子どもや子育て支援に関する取組が続々と進められています。

本町においても、平成 27 年 3 月に「和木町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「計画」という。）を、令和 2 年度には第 2 期計画を策定し、子ども・子育て支援に対する様々な施策を推進してきました。

しかし、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化による、子育てに不安を抱える保護者の増加、児童虐待の顕在化、女性の社会進出による保育ニーズの増大といった課題は依然として残っています。さらに、コロナ禍を経て個人の価値観やライフスタイルがより多様化したことで新たな課題やニーズも表面化しており、子育て世帯を取り巻く環境は現在も変化し続けています。

このような状況の中、本町では、前計画を検証し、子ども・子育て支援法の理念や、子ども・子育て支援新制度の基本となる考えを踏まえ、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、町ぐるみで子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指し「第 3 期和木町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられる計画です。すべての子どもと子育て家庭を対象とし、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、下記に定める計画を子ども・子育て支援事業計画として一体的に推進していくものとします。

- 次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「次世代育成支援行動計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 3 項に基づく「市町村計画」

本計画は「和木町第 5 次総合計画」との整合性を図りながら「地域福祉計画」「障害児福祉計画」「教育振興基本計画」等、子どもとまちづくりに関する関連計画との連携を図り、子育てに関する施策を総合的に推進します。

3. 計画の期間

子ども・子育て支援法では、5 年を 1 期とした事業計画を定めることとしています。そのため、本計画においても令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年を計画期間として策定するものです。

なお、本計画は定期的に計画の進捗状況を点検していくものであり、その過程で必要に応じた見直しも随時行っていくこととします。

平成 27年度	平成31年度/ 令和元年度	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
和木町 子ども・子育て 支援事業計画		第2期和木町 子ども・子育て 支援事業計画		第3期和木町子ども・子育て支援事業計画				

4. 住民参加と情報公開

(1) 「ニーズ調査」及び「子どもの生活実態調査」の実施

本計画の策定に必要な基礎資料を得るため、令和5年12月1日現在で、中学生以下の児童を扶養している家庭を対象に子育て家庭の実態や意向、課題等を把握する「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」、及び「子どもの生活実態調査」を実施しました。調査結果は本計画の策定及び今後の子育て支援施策等を立案するための基礎資料として使用しました。

(2) 子どもの意見聴取と計画への反映

本計画では、子どもたちの声を反映する取組を推進するため、和木こども園の年長児へのインタビュー、及び小学生、中学生に対するアンケート調査を行い、本町で生活する子どもたちの実際の声を取り入れました。

(3) 「和木町子ども・子育て会議」の開催

本計画を策定するにあたり、町内の保健・教育・福祉関係団体の代表、各種団体の代表、その他関係者、行政機関代表で構成される「和木町子ども・子育て会議」において、計画の内容に対する検討を行うとともに、今後の本町における子育て支援のあり方についての認識の共有を図りました。

(4) 情報公開の実施

本計画を策定するにあたり「和木町子ども・子育て会議」の進捗状況や検討内容を「和木町ホームページ」等で公表し、情報公開に努めました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり町民の皆様から幅広いご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

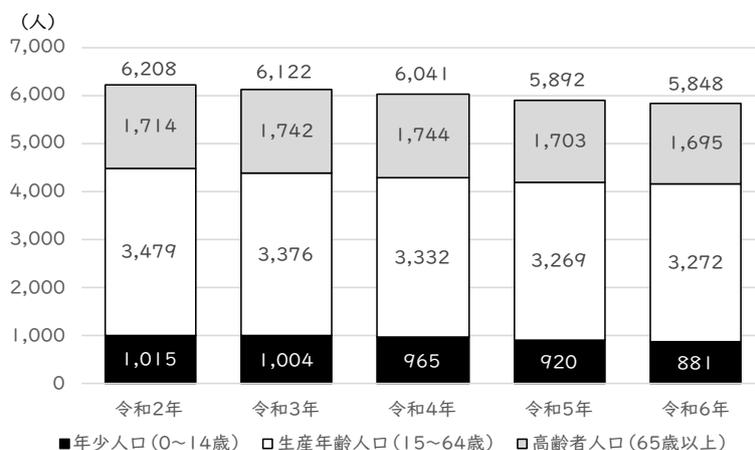
第1章 子ども・子育てを取り巻く現況

第1節 少子化の動向

1. 総人口と児童人口の推移

本町の総人口は、令和2年以降徐々に減少傾向にあり、令和5年に6,000人を切り令和6年では5,848人となっています。第2期和木町子ども・子育て支援事業計画の策定年度である令和2年と比べると360人の減少となっており、今後ますます本町の人口減少が進むことが予想されます。

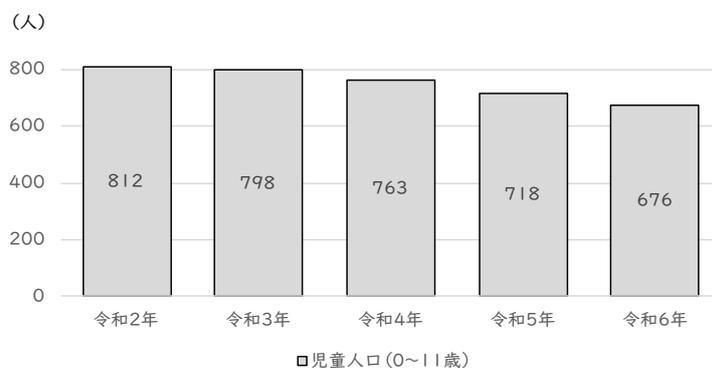
■ 総人口の推移



資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

児童人口(0歳~11歳)をみると、令和2年以降減少が続き、令和6年では676人となっています。

■ 児童人口の推移

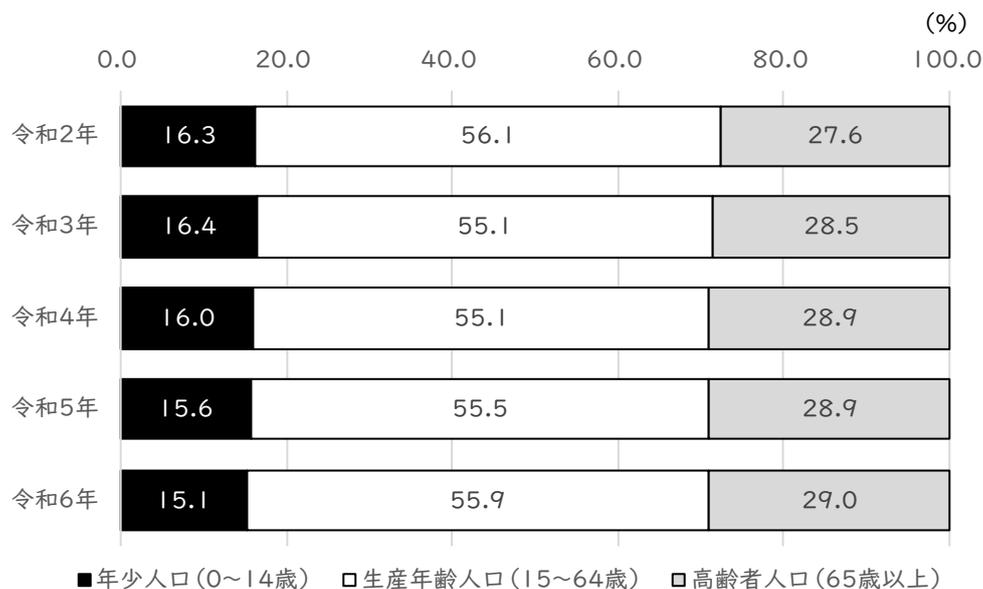


資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

2. 年齢3区分人口比の推移

住民基本台帳による本町の人口をもとに、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の3区分人口比率をみると、年少人口及び、生産年齢人口では減少、高齢者人口では増加しています。特に令和2年から令和6年の変化率を見ると、年少人口は、1.2%の減少に対して、高齢者人口は、1.4%の増加となっています。

■ 年齢3区分人口比の推移

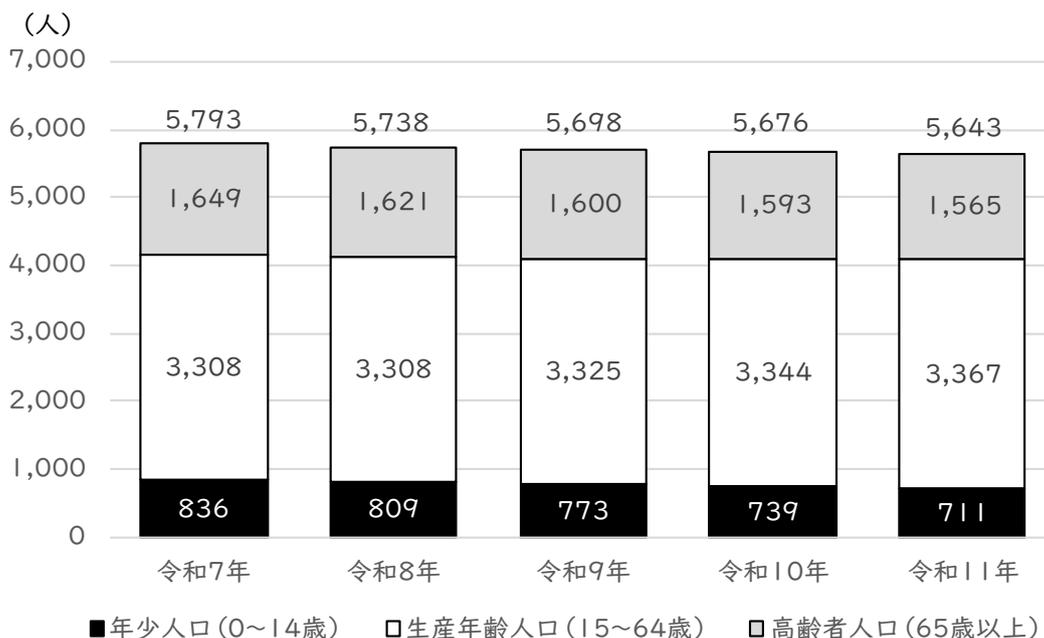


資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

3. 総人口と児童人口の推計値

令和7年から令和11年までの人口推計をみると、総人口は減少傾向にあり、令和10年度には5,643人となっています。年齢3区分別では、年少人口(0~14歳)及び高齢者人口(65歳以上)は減少しています。生産年齢人口(15~64歳)は増加傾向となっていますが、全体の傾向として、少子化及び人口減少は今後も加速するものと予測されます。

■ 総人口の推計値

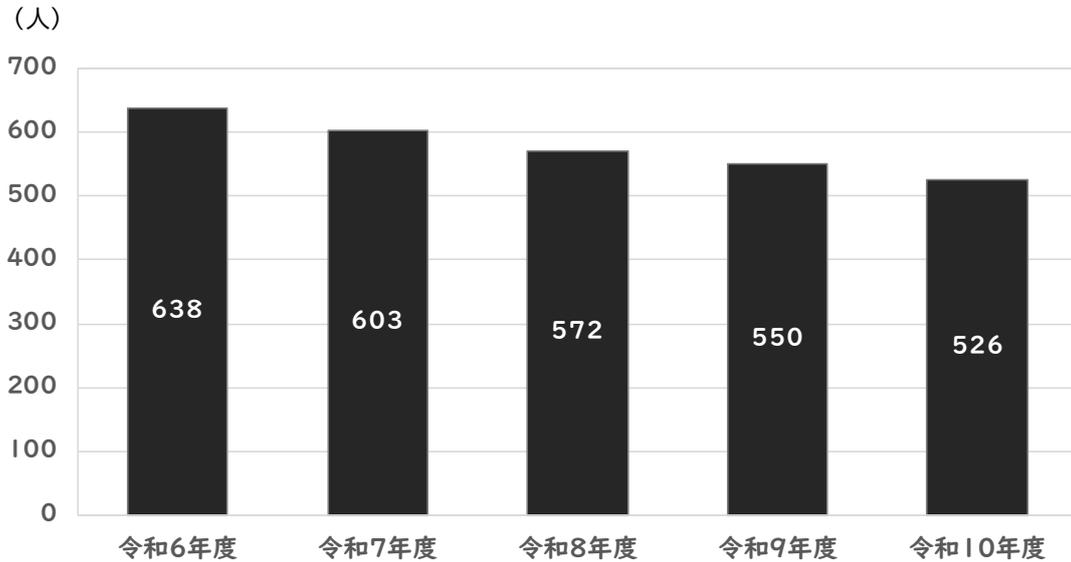


※コーホート変化率法¹により算出

¹ 「コーホート変化率法」とは、ある特定期間に出生した人口集団「コーホート」について、各コーホートの過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき人口推計を行う方法である。計算方法が比較的容易で理解しやすく、また小地域の人口推計に使用されることが多い。

児童人口(0~11歳)の推計値をみると、令和6年度の638人から徐々に減少し、令和10年度には、526人と、112人減少するものと予測されます。

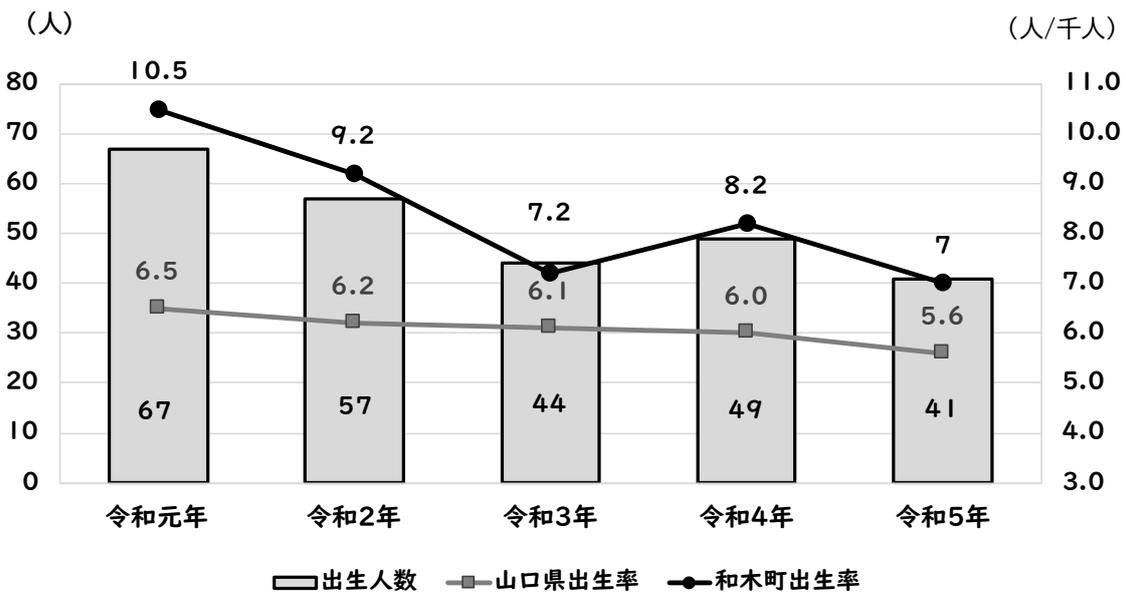
■ 児童人口の推計値



※コーホート変化率法により算出

4. 出生の動向

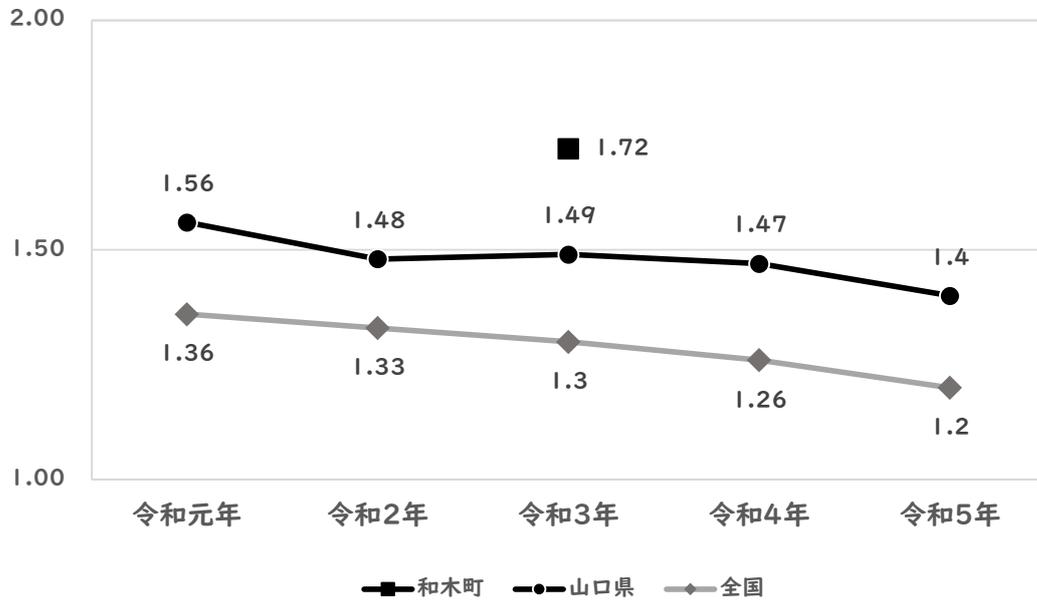
■ 出生数と出生率の推移



資料:人口動態統計

■ 合計特殊出生率の推移

(人)



資料:人口動態統計(全国、山口県)

人口動態特殊統計(和木町)

第2節 家族や地域の動向

1. 世帯の状況

国勢調査による本町の世帯の状況を見ると、世帯数は増加傾向にあり、令和2年では2,476世帯となっています。一方、平均世帯人員をみると、引き続き減少傾向にあります。これは、核家族化の進行や、ひとり親家庭の増加によるものと考えられます。

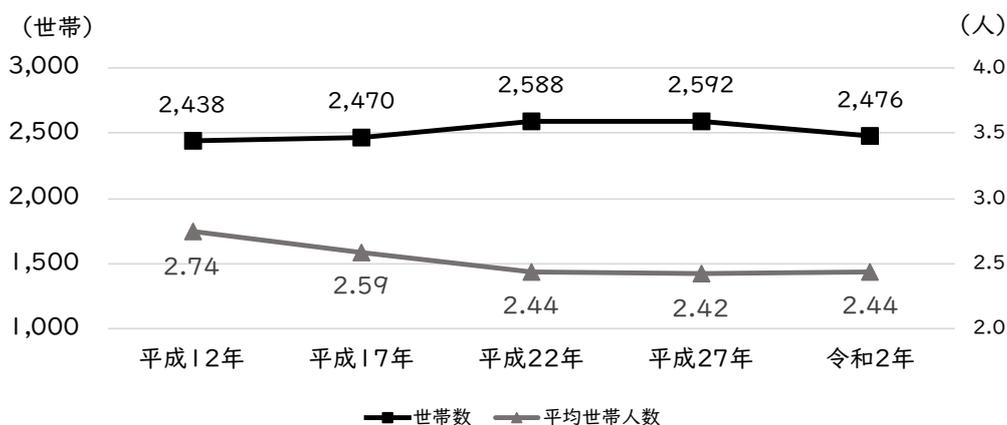
■ 世帯構造の推移

単位：世帯、人

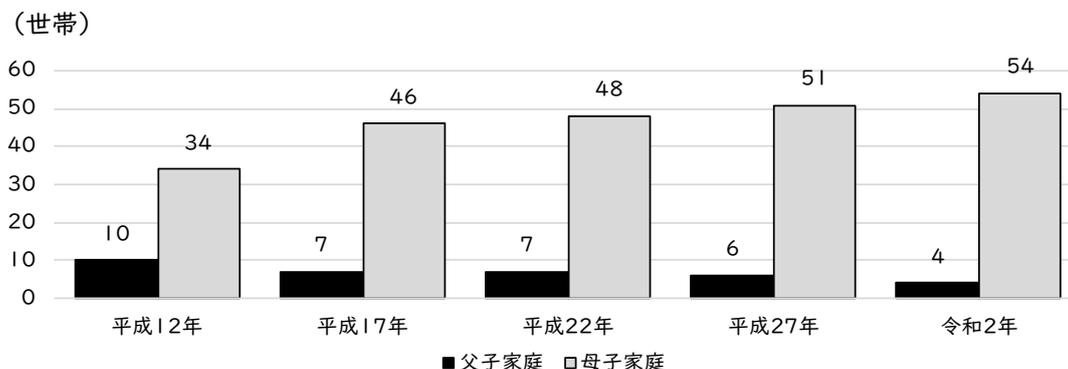
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数	2,438	2,470	2,588	2,592	2,476
平均世帯人員	2.74	2.59	2.44	2.42	2.44
父子家庭(一般世帯)	10	7	7	6	4
母子家庭(一般世帯)	34	46	48	51	54

資料：国勢調査

■ 世帯数と平均世帯人数の推移



■ ひとり親家庭の世帯の推移



2. 女性の年齢別就業率

(1) 女性就業者数の推移

国勢調査による本町の女性就業比率をみると、微増で推移しており、令和2年では44.6%となり、増加傾向にあります。

■ 女性就業者数の推移

単位：人、%

	15歳以上の女性の人口	うち就業者数	就業比率
平成17年	2,753	1,184	43.0
平成22年	2,681	1,156	43.1
平成27年	2,657	1,175	44.2
令和2年	2,575	1,148	44.6

資料：国勢調査

(2) 年齢別女性就業者数及び就業率

国勢調査による本町の女性就業者数及び就業率を年齢5歳階級別にみると、令和2年では、20歳代で約60%であった就業率が、30～34歳にかけて、57.2%に微減し、35～39歳から再度上昇する傾向となっています。また、40歳代の就業率は平成22年以降、増加傾向にあります。

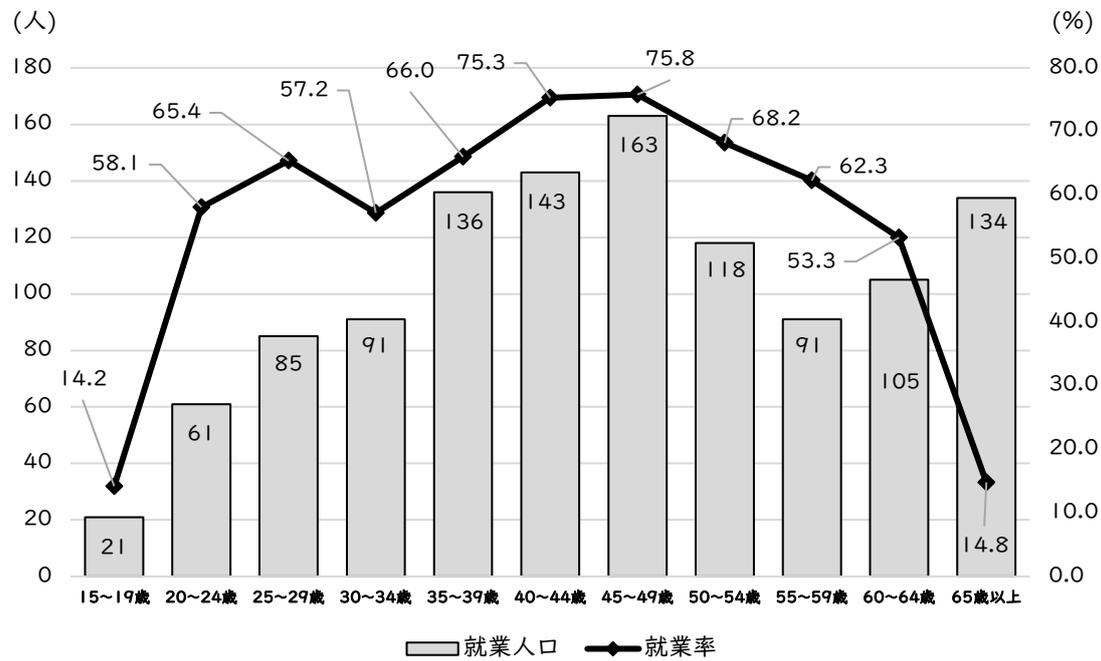
■ 年齢別女性就業者数及び就業率

単位：人、%

	平成22年 就業率	平成27年 就業率	令和2年		
			女性人口	就業人口	就業率
15～19歳	12.5	11.2	148	21	14.2
20～24歳	60.7	65.9	105	61	58.1
25～29歳	60.7	61.6	130	85	65.4
30～34歳	54.4	56.5	159	91	57.2
35～39歳	66.2	63.7	206	136	66.0
40～44歳	62.6	77.7	190	143	75.3
45～49歳	71.2	76.6	215	163	75.8
50～54歳	71.6	66.7	173	118	68.2
55～59歳	62.3	69.6	146	91	62.3
60～64歳	42.1	43.1	197	105	53.3
65歳以上	11.2	12.3	906	134	14.8
全 体	43.1	44.2	2,575	1,148	44.6

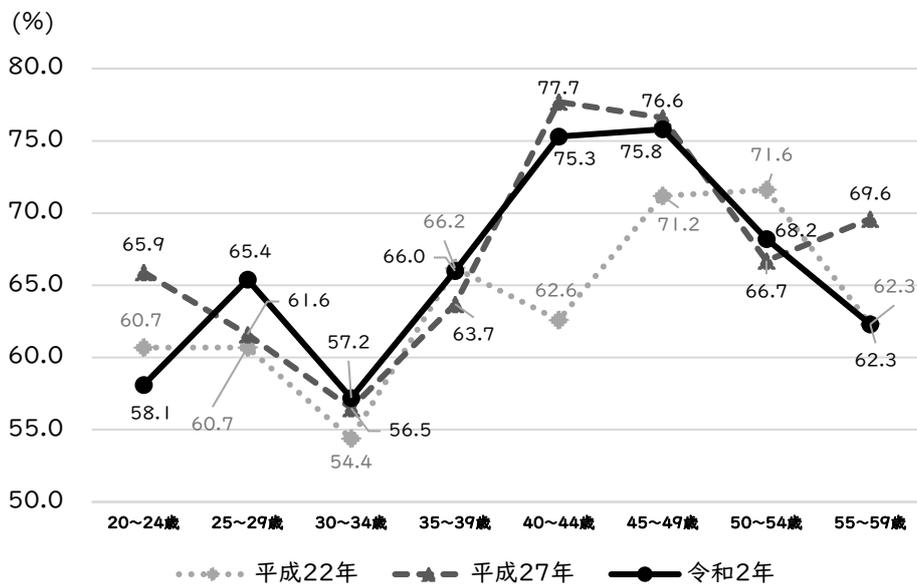
資料：国勢調査

■ 令和2年年齢別女性就業者数及び就業率



資料: 国勢調査

■ 年次別年齢別(20~59歳)女性就業率の推移



資料: 国勢調査

第3節 子育て支援サービスの提供と利用の状況

1. 保育所、幼稚園及びこども園における保育サービス等の状況

(1) 1号認定者(3歳～5歳、幼稚園及び認定こども園)の定員及び入所状況

1号認定の子どもについては、定員(見込み値)を下回る結果となり、待機等は発生していない状況となっています。今後さらに減少傾向が予想されます。

単位:人、% ()は広域利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員(人)	123	100	100	57	55
入所人員(人)	88(6)	62(5)	61(1)	42(3)	38(4)
充足率(%)	71.5%	62.0%	61.0%	73.7%	69.1%

各年5月1日現在

(2) 2号認定者(3歳～5歳、幼稚園及び認定こども園)の定員及び入所状況

子どもの全体数は、転出や、出生数の減少等も影響し減少しておりますが、2号認定の子どもの充足率は100%前後の状況が続いています。

単位:人、% ()は広域利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員(人)	116	114	114	110	106
入所人員(人)	110(9)	123(9)	117(7)	120(9)	105(1)
充足率(%)	94.8%	107.9%	102.6%	109.1%	99.1%

各年4月1日現在

(3) 3号認定者(0歳、保育所及び認定こども園、地域型保育)の定員及び入所状況

3号認定者(0歳、保育所及び認定こども園、地域型保育)の利用者は見込み値を下回りました。

単位:人、% ()は広域利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員(人)	17	17	17	17	17
入所人員(人)	2(0)	3(1)	5(2)	2(1)	1(0)
充足率(%)	11.8%	17.6%	29.4%	11.8%	5.9%

各年4月1日現在

(4) 3号認定者（1歳から2歳、保育所及び認定こども園、地域型保育）の定員及び入所状況

3号認定者（1歳から2歳、保育所及び認定こども園、地域型保育）の利用者の充足率は100%前後の状況が続いています。安定的な受け皿の確保が必要となります。3歳以上の児童数の推移を見ながら定員数の増減を検討していきます。

単位：人、%（ ）は広域利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員(人)	61	61	61	61	61
入所人員(人)	54(6)	59(10)	67(11)	58(12)	54(8)
充足率(%)	88.5%	96.7%	109.8%	95.1%	88.5%

各年4月1日現在

※令和6年度以降、3歳児は15人に対して1人の保育教諭、4歳児以上については、25人に対して1人の保育教諭と配置基準が改正されました。当面の間経過措置が設けられていますが、和木こども園における幼保教諭の配置状況は、改正後の基準で配置しております。

(参考)クラス配置(人)

	1クラス	2クラス	3クラス
3歳児	13	14	13
4歳児	18	16	18
5歳児	18	17	18

令和6年4月1日現在

2. 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 時間外保育事業(延長保育事業)

事業概要

- 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園等において保育を実施する事業

和木町での取組

- 現在、和木こども園の開園により保育時間を拡充しています。

[見込値及び実績値]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値(人)	118	117	119	44	44
実績値(人)	44	51	49	59	—

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ:わきっこクラブ)

事業概要

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学童教室や小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

和木町での取組

- 本町では、小学校1年生から6年生の児童のうち、保護者が就労している等の理由により放課後にいない家庭を対象に、和木小学校内に放課後児童クラブ(わきっこクラブ)を設置しています。18時30分まで開設しています。
- 長期休業期間だけの利用希望者の受け入れも行っています。
- 令和5年度は、新型コロナウイルス5類移行により、教室数、登録者数、延べ参加人数ともに増加しました。

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績
わきあいキッズ	登録者数: 65名 (小中学生含む)	登録者数: 65名 (小中学生含む)	登録者数: 73名 (小中学生含む)
	実施教室数: 26教室	実施教室数: 47教室	実施教室数: 50教室
	延べ参加者数: 629名	延べ参加者数: 1,146名	延べ参加者数: 1,508名

[見込値及び実績値]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値(人)	124	124	104	124	113
実績値(人)	101	102	102	88	78

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

事業概要

- 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

和木町での取組

- 岩国市内の事業者に委託し、実施しています。

[見込値及び実績値]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値(人)	7	7	7	7	7
実績値(人)	3	12	8	0	—

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(乳児家庭訪問)

事業概要

- 生後3か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

和木町での取組

- すべての家庭を訪問することができており、訪問により情報提供や養育環境の把握等、必要な支援を提供しています。出生数の減少により見込値を下回る状況が続いております。

[見込値及び実績値]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値(人)	69	70	70	70	70
実績値(人)	59	47	51	44	—

(5) 養育支援訪問事業

事業概要

- 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

和木町での取組

- 養育が必要な家庭を把握し、定期的に訪問を行っており、適切な養育の実施を確保することができるよう、指導、助言を行っています。

[見込値及び実績値]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値(人)	35	35	35	35	35
実績値(人)	34	37	35	35	—

(6) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

- 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

和木町での取組

- 本町では和木こども園に設置し、毎週火曜日と金曜日の2回実施しています。
- 児童数の減少と、保育希望の方が多いため、今後は300人前後で推移すると予想されます。

[見込値及び実績値]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値(人)	1,022	1,090	1,114	1,120	1,125
実績値(人)	335	441	354	380	—

(7)利用者支援事業事業

事業概要

- 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業

和木町での取組

- 令和6年6月に子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を統合し保健相談センターにこども家庭センターを設置しました。
- 母子保健事業を担当する保健師が相談を受け付け、必要な事業や関係機関との調整を行っています。

[見込値及び実績値]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値(人)					
実績値(人)					

(8) 一時預かり事業

事業概要

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点及びその他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業

和木町での取組

- 和木こども園にて満1歳以降の子どもを対象に実施しています。
- 相互の利用協定を締結し、広島広域圏及び県内市町で利用しています。

[見込値及び実績値] 幼稚園在園児対象1号認定者

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値(人)	105	96	97	89	96
実績値(人)	35	89	99	74	—

[見込値及び実績値] 在園児対応以外

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値(人)	75	74	74	75	75
実績値(人)	102	89	44	55	—

(9) 病児・病後児保育事業

事業概要

- 病児・病後児について、病院・保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育をする事業

和木町での取組

- 町内に事業を実施できる施設がないため、広島広域圏で相互の利用協定を締結し利用しています。

[見込値及び実績値]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値(人)	37	37	37	37	37
実績値(人)	5	31	27	46	—

※参考:病児保育事業の広域利用ができる市町(令和6年3月現在)

広島県

- ・広島市・呉市・竹原市・三原市・三次市・大竹市・東広島市・廿日市市・安芸高田市・江田島市・安芸太田町・北広島町・府中町・海田町・熊野町・坂町
- ・大崎上島町・世羅町

島根県

- ・飯南町、川本町、邑南町

山口県

- ・全域(うち病児保育を実施している自治体:下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、美祢市、周南市、山陽小野田市、平生町)

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健康診査)

事業概要

- 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、以下の3つを実施
 - ①健康状態の把握
 - ②検査計測
 - ③保健指導及び産後期間中の適時に必要に応じた医学的検査

和木町での取組

- 9割以上の方に受診していただいています。里帰り等の遠方の医療機関でも妊婦健診が受けられるよう調整をしています。

■妊婦健康診査の推移(人、回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	638	598	494	557
対象人数	46	43	35	40
健診回数	14	14	14	14

3. 学校児童・生徒数の推移

本町には小学校を1校、中学校を1校設置しています。

■ 学校児童数の推移(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
和木小学校	427	426	409	403	385
和木中学校	192	194	195	190	193
合計	619	620	604	593	578

各年5月1日現在(学校基本調査)

4. 母子家庭の実態及び母子保健事業の実施状況

(1) 乳幼児健康診査等の実施状況

本町では、乳児、1歳6か月児、3歳児の3区分を対象にして、対象者には個人通知を行い、健康診査を実施しています。また、健診後にフォローの必要な方(妊婦・乳幼児)については、治療目的の保険診療で精密検査も行われています。そのほか、1歳6か月児、3歳児を対象にして、歯科健康診査を実施しています。

■ 乳幼児健康診査の実施内容・実施方法

	対象者	実施内容
乳児健康診査	1か月～12か月の乳児	身体測定、内科健診、発育・発達の検査等のほか、育児の相談等
1歳6か月児健康診査	1歳6か月～1歳11か月の幼児	身体測定、内科健診、歯科健診等のほか、歯科・栄養・生活指導等
3歳児健康診査	3歳0か月～3歳11か月の幼児	身体測定、内科健診、歯科健診、眼と耳の検査のほか、歯科・栄養・生活指導等

(2) 乳幼児健康診査等の受診状況

乳幼児健康診査の受診率は、ほぼ8割以上となっていますが、対象者は減少傾向（少子化傾向）にあります。

■乳幼児健康診査受診状況(人、%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1か月児 健診	対象者	59	55	42	43
	受診者数	54	46	35	40
	受診率	91.5	83.6	83.3	93.0
3か月児 健診	対象者	58	51	48	41
	受診者数	57	44	49	38
	受診率	98.3	86.3	102.1	92.7
7か月児 健診	対象者	58	58	47	41
	受診者数	59	47	49	36
	受診率	101.7	81.0	104.3	87.8
10か月児 健診	対象者	57	60	47	40
	受診者数	51	45	42	32
	受診率	89.5	75.0	89.4	80.0
1歳児 健診	対象者	62	61	49	39
	受診者数	56	50	44	33
	受診率	90.3	82.0	89.8	84.6

■1歳6か月児健康診査受診状況(人、%)

令和4年度は受診率が低下したため、受診勧奨方法を見直すことで、令和5年度には回復しました。未受診者には個別面談による対応をしています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者		68	61	57	46
一般	受診者数	65	58	49	44
	受診率	95.6	95.1	86.0	95.7
歯科	受診者数	65	58	49	46
	受診率	95.6	95.1	86.0	100.0

■3歳児健康診査受診状況(人、%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者		37	60	59	51
一般	受診者数	38	54	56	50
	受診率	102.7	90.0	94.9	98.0
歯科	受診者数	38	54	56	50
	受診率	102.7	90.0	94.9	98.0

(3) 各種子育てに関する相談事業等

① 妊婦相談

妊婦を対象に、母子健康手帳交付時に妊娠中の生活等の相談に保健師が応じています。令和3年度から母子手帳アプリを導入しました。母子健康手帳と併用することで、妊娠中の記録・乳幼児健診等の子どもの成長記録や、予防接種のスケジュール管理ができます。

■母子健康手帳交付・妊婦相談の状況(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	58	55	41	45
転入妊婦面談	9	7	3	1
母子手帳アプリ 登録者数(新規)	—	98	119	150

② 育児相談

乳幼児を対象として、発育・発達や離乳食の進め方等、子育てや各種制度に関する相談を保健師及び管理栄養士が行っています。令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の感染対策のため中止することがありましたが、令和5年度からは計画通り相談対応を実施しています。

■育児相談の実施状況(回、人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	16	18	20	24
初回参加者	81	64	71	74
延べ参加者数	157	160	202	173

(4) 子育てに関する情報提供

「広報わき」の刊行

広報わきの中に、和木町に暮らす子育て家庭を対象として、赤ちゃんから未就園児対象の事業やイベント情報等を集めた「子育て掲示板」を設置しています。広報わきは、各世帯に配布するとともに、和木町内の各公共施設に置いています。また、町ホームページにも掲載しています。

第4節 次世代育成支援計画の評価

第2期和木町子ども・子育て支援事業計画(前計画)策定時に設定した目標について、事業の実施状況をもとに評価を行いました。

1. 目標指標の評価

■前計画目標指標達成状況

事業名	事業内容	実績	現状評価	実施状況
通常保育事業	保護者が労働又は病気等により、家庭において保育することができない乳幼児・児童を保護者に代わって認定こども園等で保育する事業	実施	課題あり	3歳未満児の受皿が不足しているため、ニーズ全てに対応できていない。
延長保育事業	保護者の就業時間や通勤等により通常の保育時間では対応できない児童を保育する事業	実施	順調	2号・3号認定者全てに対して対応できている。
放課後児童健全育成事業	小学校に通う児童のうち、就労等により帰宅後、保護者のいない児童を保育することにより、児童の健全育成を図る事業	実施	順調	ニーズ全てに対応できている。
一時預かり事業	保護者が病気や看護・冠婚葬祭等の場合、認定こども園等で一時的に児童を保育する事業	実施	課題あり	保育士確保の課題から全てのニーズに答えられていない。
ファミリー・サポート・センター事業	一時保育や、認定こども園等への送迎、保育施設の時間外の保育、援助を受けたい人と支援したい人が会員となって、会員相互で助け合う事業	未実施	未実施	実施していない。
地域子育て支援センター事業	子育ての不安についての相談・指導や、地域の子育て家庭の支援を行う事業	実施	順調	気軽に訪れることができる体制が整備できている。

第5節 子ども・子育てニーズ調査結果概要

1. 調査方法

本計画を策定するにあたり、子育て家庭の実態や意向、課題等を把握し、今後の子育て支援施策を進める上での基礎資料とするため、令和5年12月に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

- 対象地域 : 和木町
調査対象者 : 令和5年12月1日時点、和木町に住んでいる就学前・小学生児童がいる家庭
対象数 : 就学前児童 230名 小学生児童 292名
調査期間 : 令和5年12月～令和6年1月末
調査方法 : 施設及び郵送による配布回収

	調査対象者数 (配布数)	有効回答数	回収率
就学前児童	230件	186件	80.9%
小学生児童	292件	259件	88.7%
合計	522件	445件	85.2%

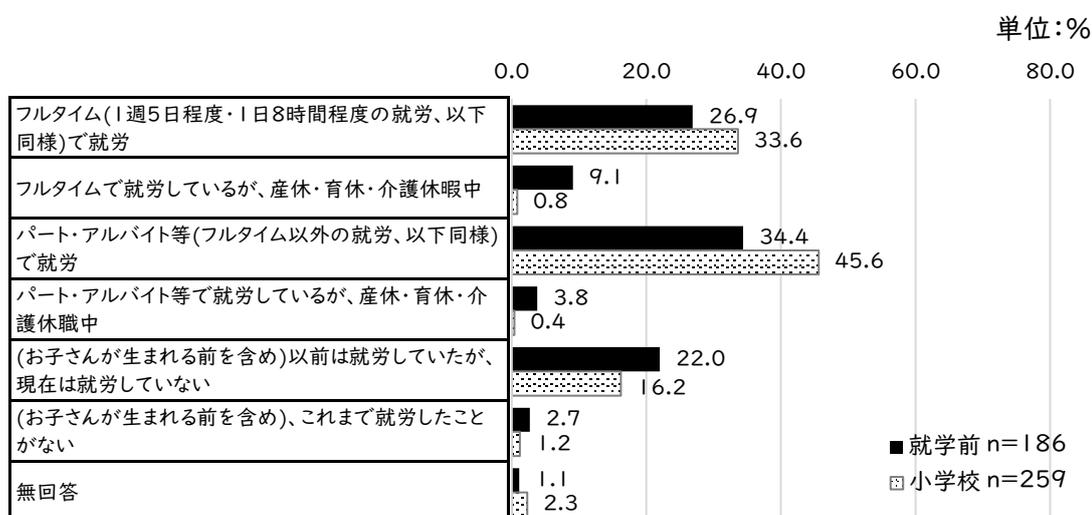
※本文及び図中に示した調査結果の数値は百分比(%)で示しています。これらの数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が100.0%とならない場合があります。

2. 調査結果の概要

(1) 就労状況

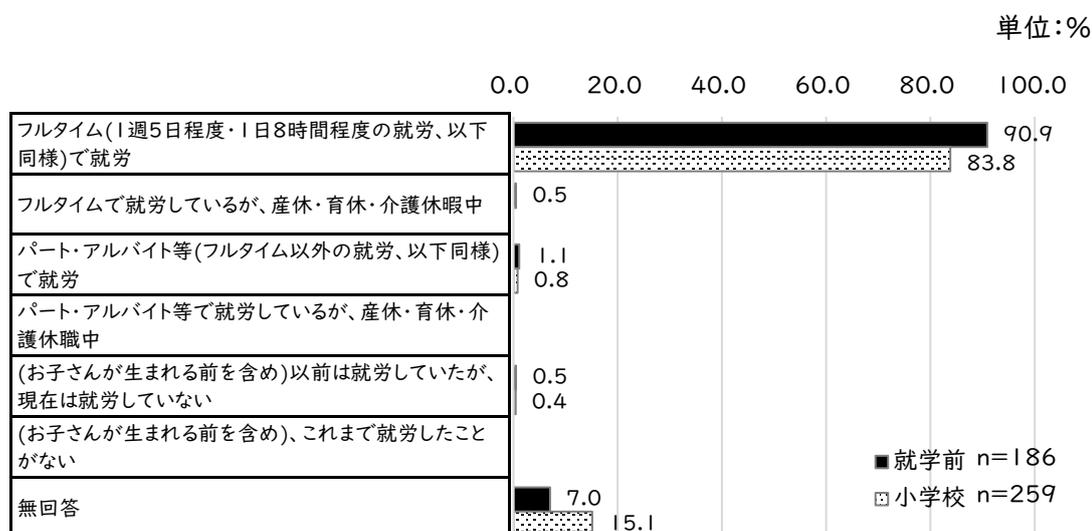
① 母親の就労状況

母親の就労状況についてみると、就学前及び小学校で「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労、以下同様）で就労」が就学前で 34.4%（前回 24.7%）、小学校で 45.6%（前回 43.3%）と最も高くなっています。また、就労中で産休・育休・介護休業中ではないと回答している割合が、就学前では 61.3%（前回 49.8%）であるのに対し、小学校では 79.2%（前回 74.6%）と割合が大きくなっています。



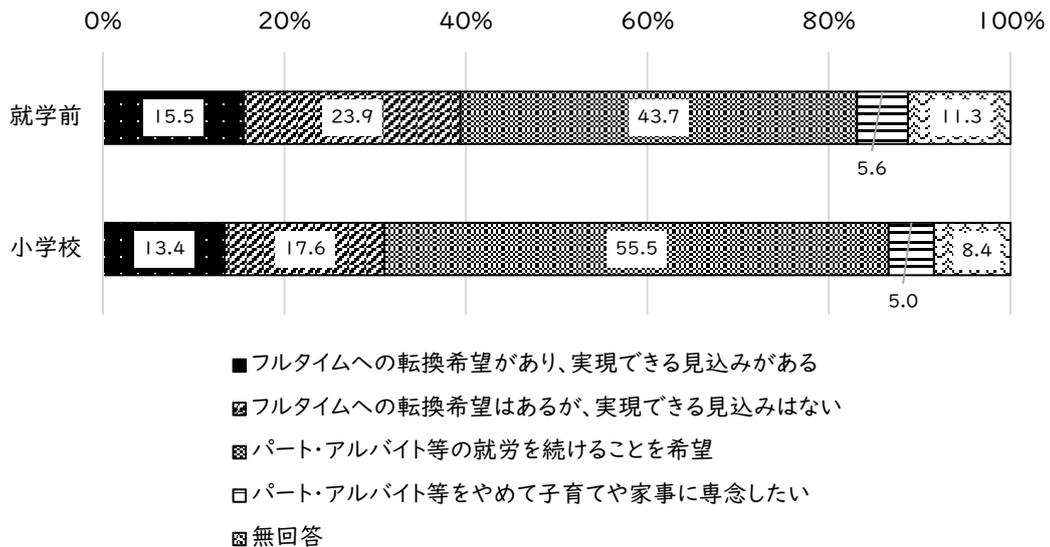
② 父親の就労状況

父親の就労状況についてみると、就学前、小学校ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労、以下同様）で就労」が有効回答のほとんどを占めています。



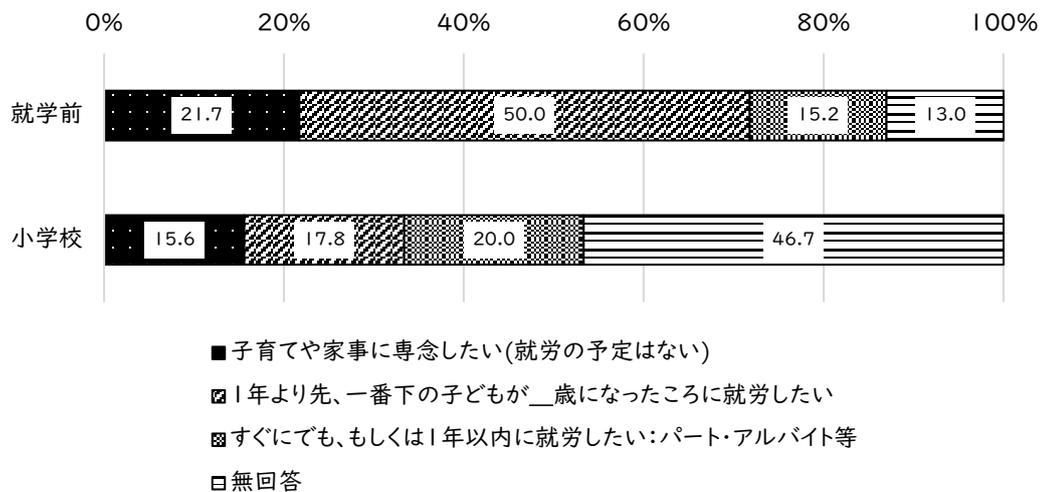
③ 【パート・アルバイト等で就労している人】母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望についてみると、就学前では「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が43.7%（前回39.3%）、小学校では55.5%（前回41.5%）と最も高くなっています。



④ 【就労していない・就労したことがない人】母親の就労希望

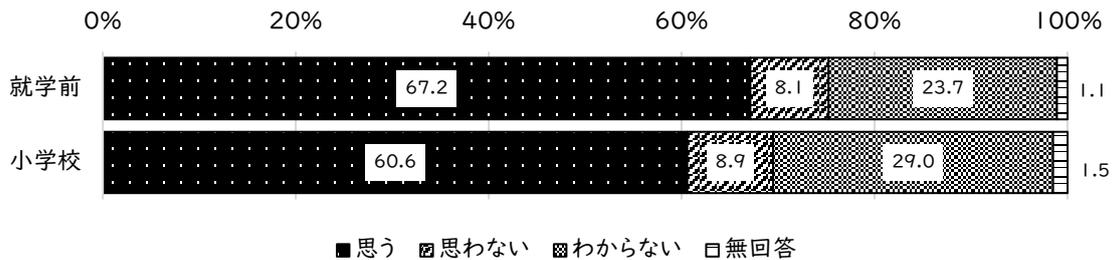
母親の就労希望についてみると、就学前では「1年より先、一番下の子どもが__歳になったところに就労したい」が50.0%（前回55.4%）が最も多く、小学校では「無回答」が46.7%（前回11.7%）で最も高くなっています。



(2) 子育てしやすい環境

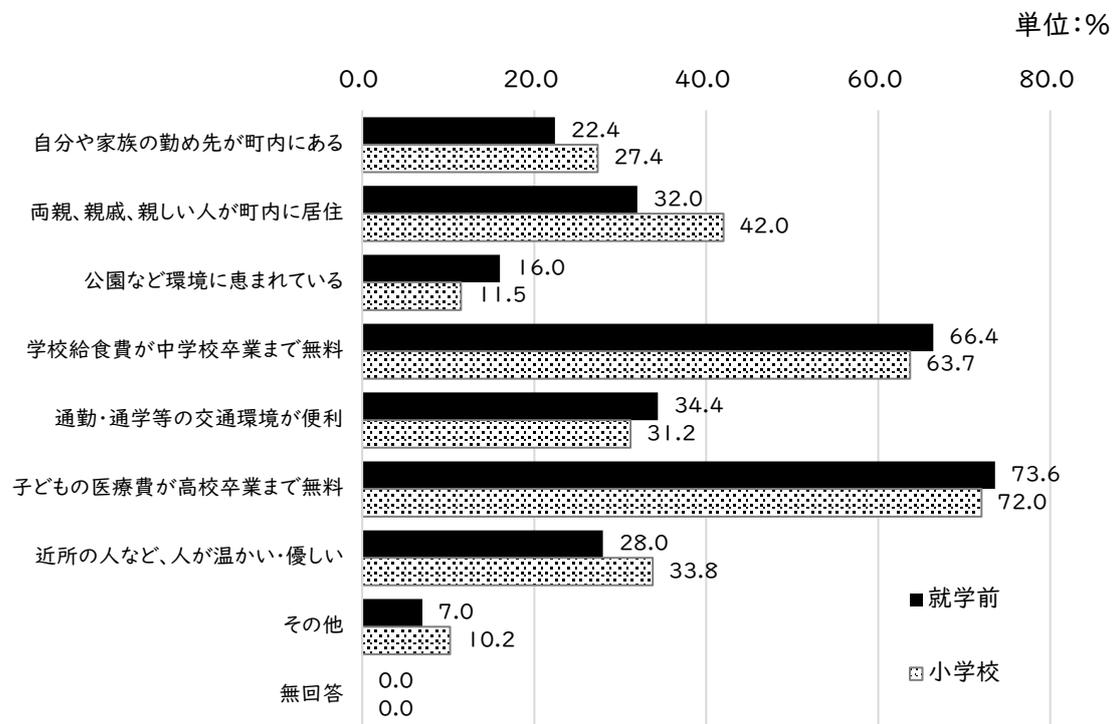
■ 和木町に住み続けたいと思うか

和木町に住み続けたいと思うかについてみると、就学前及び小学校で「思う」が最も多く、就学前では67.2%、小学校では60.6%となっています。



■ 住み続けたいと思う理由

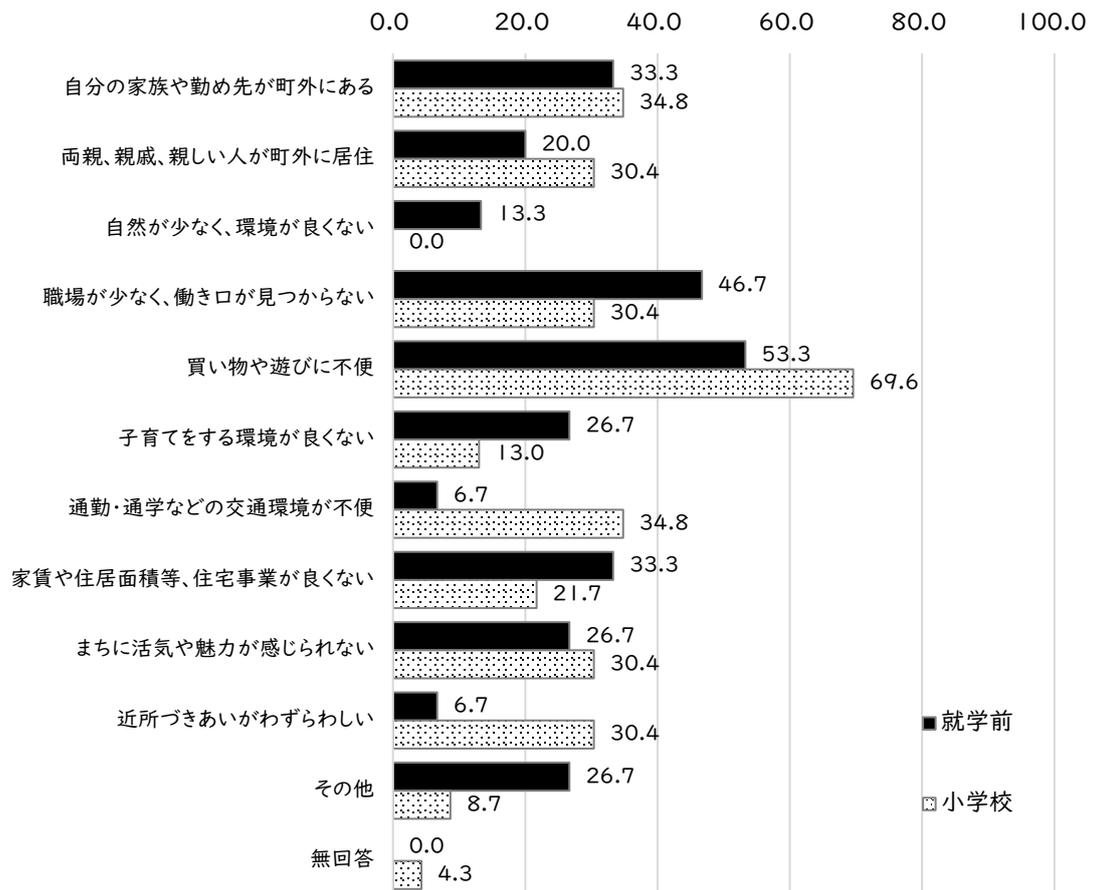
住み続けたいと思う理由についてみると、就学前及び小学校で「子どもの医療費が高校卒業まで無料」が最も多く、就学前では73.6%、小学校では72.0%となっています。



■ 住み続けたくない理由

住み続けたくない理由についてみると、就学前及び小学校で「買い物や遊びに不便」が最も多く、就学前では53.3%、小学校では69.6%となっています。

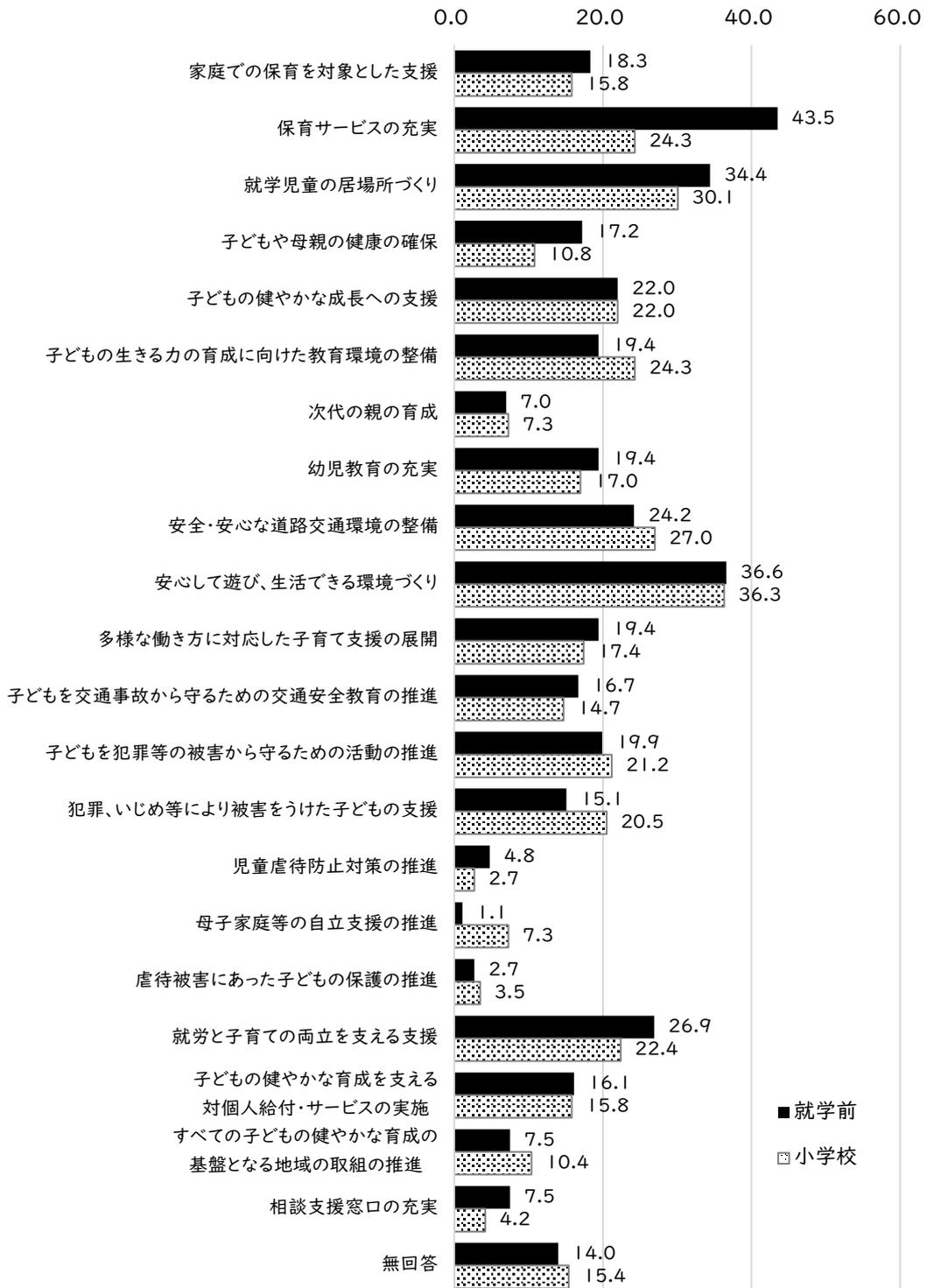
単位：%



■ 「今後も特に重要だと思う」取組

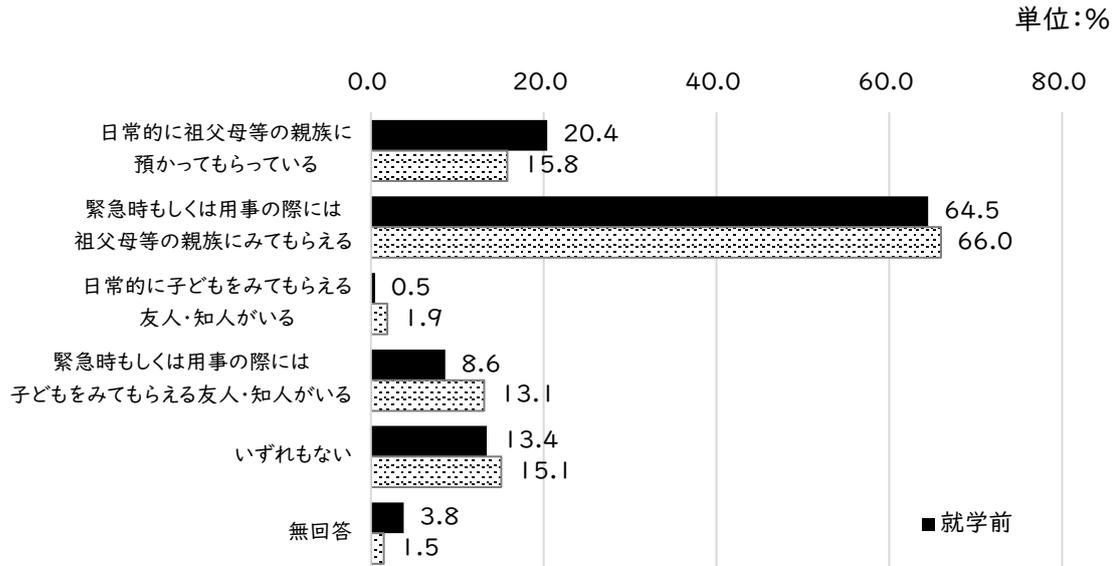
「今後も特に重要だと思う」取組についてみると、就学前では「保育サービスの充実」が43.5%と最も多く、小学校では「安心して遊び、生活できる環境づくり」が36.3%と最も多くなっています。

単位:%



(3) 日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無

日頃、お子さんを預かってもらえる人についてみると「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が64.5%（前回68.3%）、小学校では66.0%（前回52.2%）と最も高くなっています。また、就学前、小学校ともに日頃預かってもらえる人が「いずれもない」が14.3%（前回11%）前後となっています。

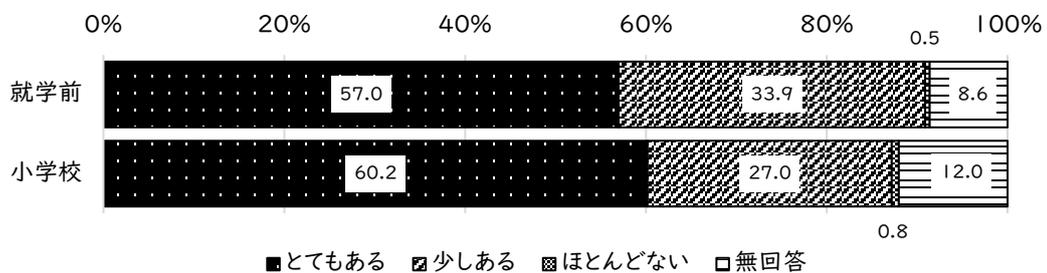


(4) 育ちをめぐる環境について

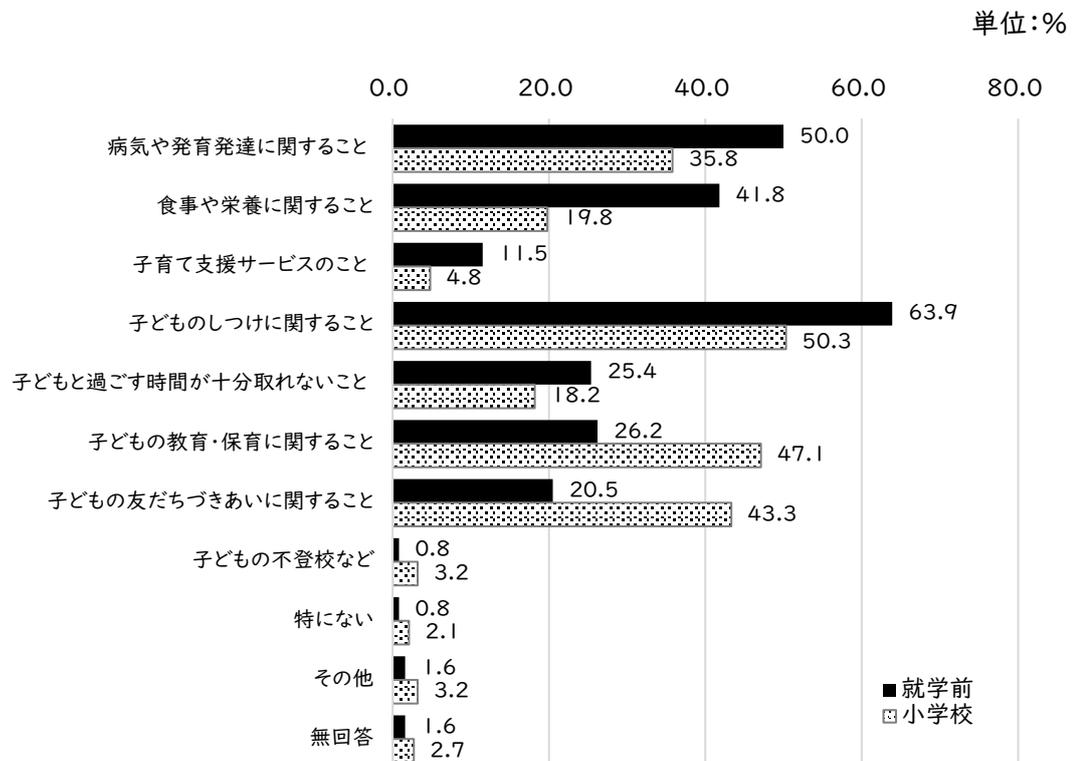
子育てに関する不安や悩みについてみると、「とてもある」と回答したのは、就学前で 57.0%、小学校で 60.2%となりました。

子どもに関することで日常悩んでいることについては、「子どものしつけに関すること」が就学前で 63.9%、小学校で 50.3%と最も高くなっています。ご自身に関することでは、「子どもの教育にかかる経済的な不安が大きくなっていること」が、就学前で 34.4%、小学校で 34.8%と最も高くなっています。

① 子育てをしていて、悩みや不安などがあるか

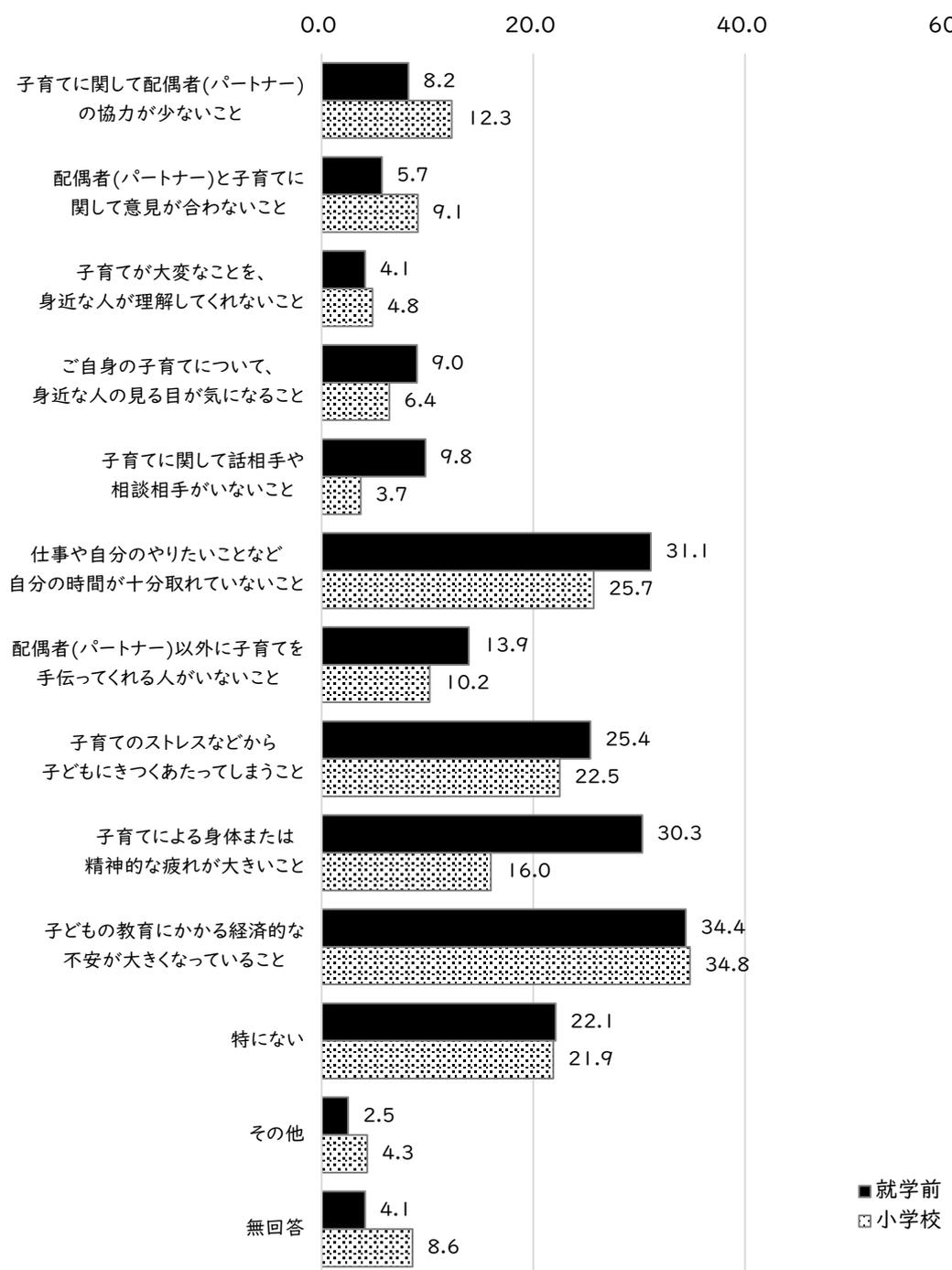


② 子育てに関して、日常悩んでいること、気になっていること(子どもに関すること)



③ 子育てに関して、日常悩んでいること、気になっていること(ご自身に関すること)

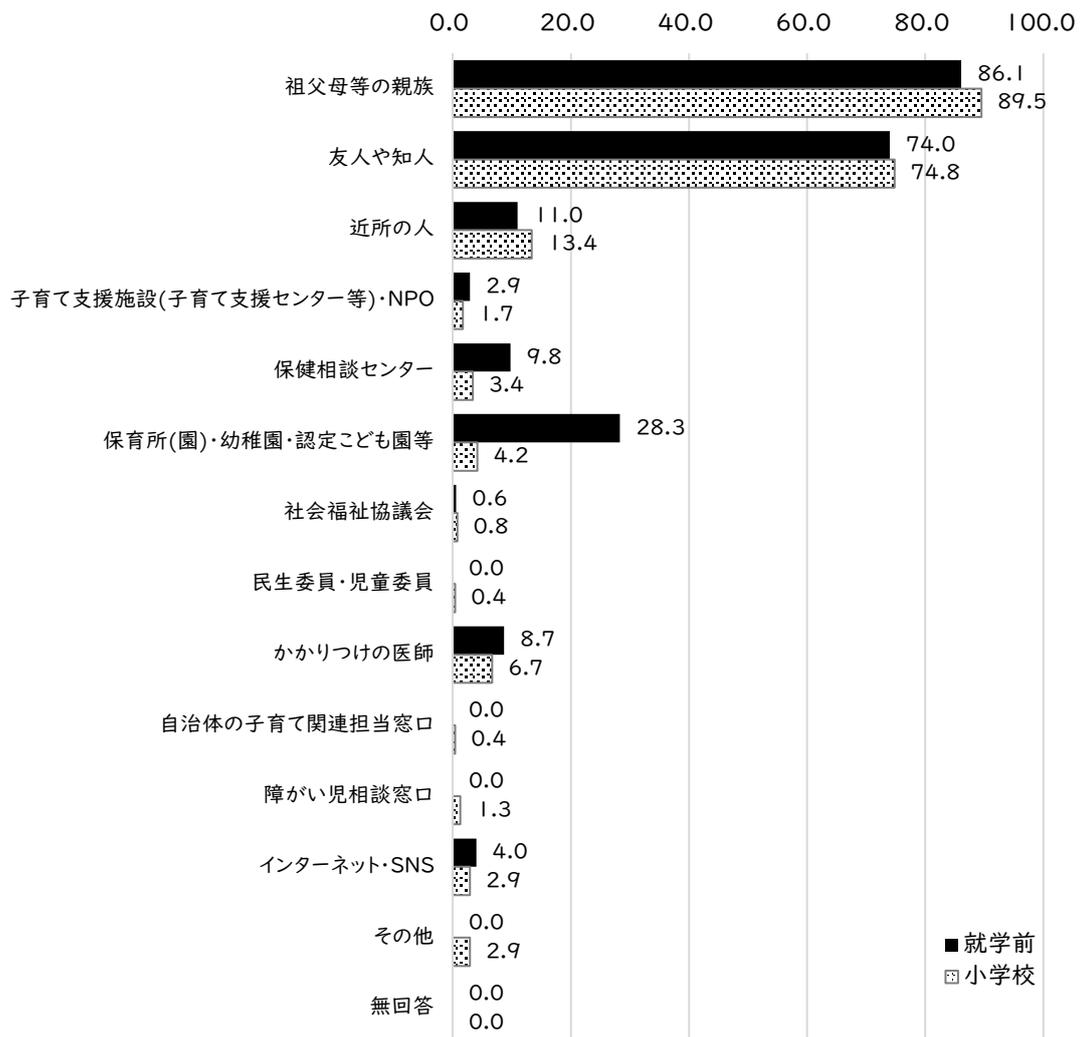
単位:%



(5) 子育てに関する不安や悩みの相談先

子育てに関する不安や悩みの相談先についてみると、就学前及び小学生では「祖父母等の親族」が就学前で 86.1%、小学校で 89.5%と最も多く、次いで、「友人や知人」が、就学前で 74.0%、小学校で 74.8%となりました。また、就学前では、「保育所(園)・幼稚園・認定こども園等」が 28.3%と高く、小学校では、「近所の人」が 13.4%の順に高くなっています。

単位:%



第6節 前計画(令和2～5年度)の評価と課題

第2期和木町子ども・子育て支援事業計画(令和2年度から令和6年度)における検証を下記のとおり行いました。

基本目標1	地域における子育て家庭に対する支援の評価
評価	<p>子育て支援センターの利用者は、令和5年度においては、延べ380人であることから、気軽に参加してみようという保護者のニーズは、満たしていると考えています。しかしながら、保育認定を受ける家庭が増加し、センターの利用者数は減少傾向にあります。</p> <p>子ども子育てのニーズ調査によると、気軽に相談できる先として、こども園等28.3%、保健相談センターが9.8%となっています。また、同施設を知っていると回答した方は約90%ということからも、ほとんどの住民から、同施設が認知されていると推測されます。相談業務に対する広報は、十分に行われていると捉えています。</p> <p>加えて、家庭教育支援チームによる「ちょこの会」が活動を始めました。今後、地域と行政の架け橋的な相談の場として期待されます。</p> <p>令和5年度に和木こども園では保育システムを導入、令和6年度から運用を開始しています。保護者の利便性が向上しました。</p> <p>基本目標の施策の推進は、概ね達成されています。</p>
課題	<p>子育て支援団体の多くが、後継者不足という問題に直面しています。働く保護者や、働き続ける方が多いという社会構造に起因しているためだと推測しています。今後の担い手の確保が課題となっています。</p>
基本目標2	子どもが健やかに生まれこころ豊に育つ環境づくり
評価	<p>母子保健対策として、乳幼児健診、新生児・乳児訪問、養育支援訪問、産後ケア事業等を行ってきました。また、子どもの健やかな成長のための支援として、出産祝金の支給や福祉医療費の助成事業をはじめとした個別給付を行っており、障害児施策も引き続き実施しています。</p> <p>令和6年9月からは、本町と山口県と共同で、第2子以降保育料等無償化が開始されました。子育て家庭への負担軽減と少子化対策として新たに事業を行っています。</p> <p>各種の施策については、新規に追加している事業もあり、達成しています。</p>
課題	<p>不妊治療対策や、妊娠時の各種検査、産後ケア等、子どもを望む夫婦への身体的、精神的、経済的な負担支援が一層求められています。</p>

	<p>特に、ひとり親家庭等の自立支援の推進の施策については、独自の施策が多くはありません。国や県の制度等の周知を引き続き行っていくことが必要です。</p>
基本目標3	こどもの成長を支える教育環境の整備
評価	<p>就学児児童の居場所づくりとして、放課後児童クラブや放課後こども教室の運営を行い、子どもが安全安心に過ごせる環境整備に努めてきました。アンケート調査においても、低学年時に過ごさせたい場所として、学童クラブとの回答が最も多く、特に夏休みに利用させたという保護者が特に多いことがわかりました。期間選択を行える面では、保護者のニーズにも対応できていると捉えています。</p> <p>しかしながら、利用者数は減少傾向にあり、特に、3学年以上の児童の登録数が少なくなったことが要因の一つであると考えられます。</p> <p>放課後こども教室「わきあいキッズ」の活動も、コロナ禍で落ち込んでいましたが、昨年度については、例年どおり開催しました。</p> <p>目標は、達成していると捉えています。</p>
課題	<p>今後は、子どもの意見聴取を継続して実施し、内容を精査しながら、様々な施策を推進する体制をどのように整えていくかが課題となります。</p> <p>園・小・中で合同授業や合同研修会を毎月実施し、異校種の連携に努めています。幼児期から中学校卒業までの地域連携カリキュラムに基づき、共通の目標に向かって実践しています。今後「和木町の子どもはみんなで育てる」という意識の定着が必要となります。そのためのきっかけや体制整備が必要であると捉えています。</p>
基本目標4	子育てと仕事の両立支援
評価	<p>ニーズ調査の結果から共働き世帯は、就学前が75.3%、小学校82.6%という結果で前回の調査から大幅に増加しています。和木こども園の受入状況も、少子化とはいえ、0歳児から2歳児は、年度途中で満員になる状況です。こども園の利用定員は年度毎の希望者をなるべく多く受け入れるために、年齢毎の受入人数を調整し、保護者のニーズに可能な限り対応できるよう工夫をしています。</p>
課題	<p>今後、少子化により、各種の子育て支援サービスは、余剰になることが見込まれます。それを契機に利用時間の延長やサービスの拡充等を検討していく必要があります。</p>

基本目標5	子どもが安心・安全に過ごせる生活環境の整備								
<p>評価</p>	<p>和木町通学路安全推進会議において危険個所とされた国道、県道、町道に対し、令和2年度から令和5年度の期間で8箇所の安全対応を実施しました。また、公園遊具の定期点検や使用ルールづくり、子どもを犯罪等の被害から守るための活動として、学校の交通安全教室や放課後児童クラブでの防犯教室を実施しました。</p> <p>児童の登下校時には、スクールガードの見守り協力により、児童の交通危険箇所の安全確保に尽力いただいています。</p> <p>目標は概ね達成していると捉えています。</p> <p>■交通危険個所の改善</p> <table border="1" data-bbox="432 707 1353 808"> <thead> <tr> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年度5年度両方に工事を実施したため重複あり</p>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	1	0	6	3
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度						
1	0	6	3						
<p>課題</p>	<p>国道や県道における改修については、迅速に改善を行うことは難しい場合もあります。引続き見守りボランティアへの参加を依頼させていただくとともに、新たなボランティアを募集する取組が必要です。</p>								
基本目標6	相談支援の充実								
<p>評価</p>	<p>子育て関連の問合せについては、延滞なく担当課にて対応できていると捉えています。</p> <p>令和2年度より子育て世代包括支援センターを開設し、身近な総合相談窓口として、広報やホームページ等で周知を実施しています。妊娠届時や妊婦訪問、新生児訪問などの機会をとらえ、子育て世代の住民の母子保健を主軸として支援を行ってきました。</p> <p>また、令和6年6月に「こども家庭センター」を開設、子ども自身を含め、身近な相談機関として相談者に寄り添いながら相談内容に応じて様々な支援を行う体制整備が整いました。今後とも、各機関とも連携を強化し、情報共有を図っています。目標は達成していると捉えています。</p>								
<p>課題</p>	<p>プッシュ型・アウトリーチ型の支援に繋げていくための情報共有等、リスクマネジメントを統一的行いながら、支援を行う必要があります。また、専門性や知識、経験を蓄積し、よりよい支援に繋げていくことも当面の課題となっております。</p>								

第2章 計画の基本理念と基本目標

第1節 計画の基本理念

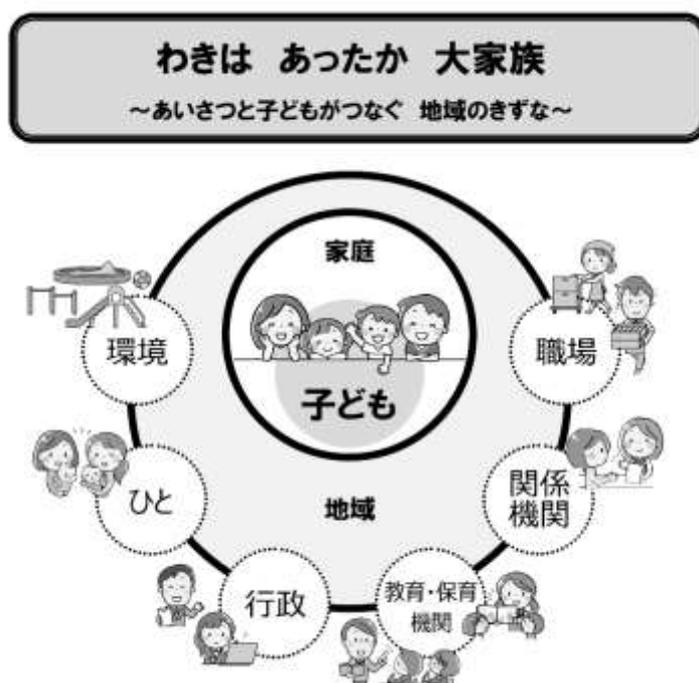
未来の和木町を担う子どもたちを取り巻く環境は、少子化の更なる進行や母親となる年齢帯の就業率の向上による共働き世帯の増加、情報媒体の普及や SNS 等の発展による価値観の多様化、デジタル技術の進歩等で大きく様変わりしています。これらを背景に、行政としても、より包括的で多様な支援が求められています。

本町が平成 27 年 3 月に策定した第一期の「和木町子ども・子育て支援事業計画」では、子ども・子育て支援法の基本理念や基本指針にある子育て支援の意義を踏まえ、町ぐるみで子育てを強化する新しい仕組みの構築を目指し『わきは あったか 大家族 ～あいさつと子どもがつなく 地域のきずな～』を計画の基本理念としました。また、令和 2 年 3 月に策定した第 2 期の「和木町子ども・子育て支援事業計画」でもこの基本理念を踏襲し、様々な事業を実施して参りました。

今回の第 3 期の「和木町子ども・子育て支援事業計画」においても、家庭、職場、関係機関、教育・保育機関、行政等、すべてが相互に協力し、町ぐるみで子育てに関わることで、すべての子どもが未来に夢や希望が持てる和木町の実現を目指す意味からも引き続き下記のように定めます。

■ 基本理念 ■ ※下図は、第 2 期。

第 3 期に向けて別紙をもとに委員の皆様のご意見をお願いいたします。



第2節 基本目標

本計画の基本理念の実現に向け、次の6つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。



基本目標① 地域における子育て家庭に対する支援

まちが一体となって子どもたちを見守ることができる子育て支援サービスの周知・啓発に努めるとともに、積極的に各種事業を推進します。特に、教育・保育機関、行政、関係機関が連携をとりながら子育て支援ネットワークを充実させるとともに、世代を超えた家族・地域の協力を得られるよう働きかけ、子どもと親（保護者）双方の育ちを支援していきます。

相談窓口で対応する職員等の質の向上や、相談窓口同士の連携を強化し、より包括的、専門的に対応できるよう支援の基盤づくりを強化します。



基本目標② 子どもが健やかに生まれこころ豊かに育つ環境づくり

子どもが健やかに生まれ、こころ豊かに育っていける環境の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、子どもとその家族の健康を実現するための支援を推進します。また、虐待防止に向けた支援や、子どもの発達に対する支援、障害児施策に関しても充実を図り、多様な子育て支援サービスの充実を推進します。



基本目標③ 子どもの成長を支える教育環境の整備

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築き、子どもを生み育てる喜びを感じていけるように、親と子がともに学び、育ち合うための学習の機会や場となる和木学園事業を推進します。



基本目標④ 子育てと仕事の両立支援

男女ともに子育てをしながら働きやすい地域社会の実現を目指します。特に女性が働きやすい環境を整えるため、多様な教育・保育サービスの充実を図ります。また、子育て家庭だけでなく、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を目指します。さらに、男性も子育てに積極的に参加できるよう、子育て家庭に配慮した企業の取組が促進されるように、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を広めていきます。



基本目標⑤ 子どもが安全・安心に過ごせる生活環境の整備

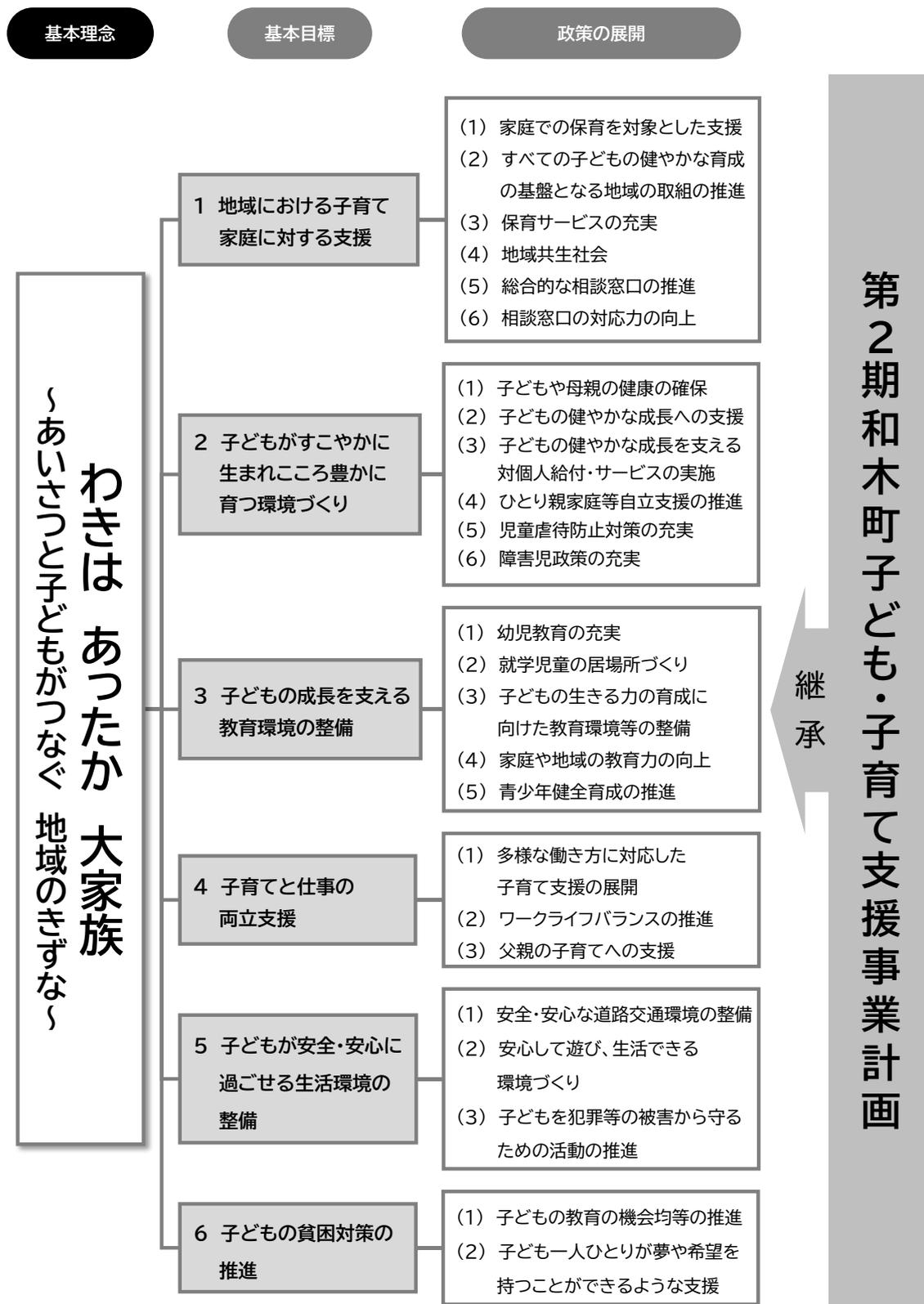
子どもや妊産婦、乳幼児のいる家庭等が子育てをしやすく、安全・安心・快適に暮らせる住環境や交通環境の充実に努めます。また、子どもを犯罪や事故等の被害から守るための安全対策の推進に努め、安全・安心なまちづくりを推進します。



基本目標⑥ 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるとともに、その教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策を推進します。

第3節 計画の体系



第3章 事業量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育の提供区域の設定

1. 教育・保育提供区域について

国の基本指針による子ども・子育て支援事業計画では「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域(教育・保育提供区域)を設定することとしておりますが、本町では、認定こども園の配置状況や子どもの人数を勘案し、町全域を1区域として設定します。

第2節 教育・保育給付

1. 保育認定

子ども・子育て支援法では、子どもの保育の必要性について、1号～3号の3段階に分けて、保育認定を行うこととなっています。

保育認定段階	年齢区分	保育の必要性	備考
1号	3～5歳	保育の必要がない子ども	認定こども園・幼稚園を利用できる家庭
2号	3～5歳	保育が必要な子ども	認定こども園・保育所を利用できる家庭
3号	0～2歳		3歳未満の認定こども園・保育所を利用できる家庭

2. 教育・保育認定者数の推計

■ 1号認定者(3～5歳、認定こども園及び幼稚園)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値 ²	34	27	24	20	21
確保方策 ³	34	27	24	20	21

※1号認定者の教育は、主に和木こども園において実施します。

担当:和木こども園、教育委員会

² 「見込値」とは、子ども・子育てニーズ調査結果と将来人口推計をもとに、国が示す算出手引きに基づいて推計した数値。

³ 「確保方策」とは、見込値を満たすよう、当該自治体が設定する受け入れ数。

■ 2号認定者(3歳~5歳、認定こども園及び保育所)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	125	102	89	74	79
確保方策	113	90	77	62	67
他市町村保育所	12	12	12	12	12

※2号認定者は、和木こども園で受け入れます。また、利用実績より他市町の保育所に通うことを見込んでいます。

担当:和木こども園、教育委員会

■ 3号認定者(0歳、認定こども園及び保育所+地域型保育)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	20	21	23	24	25
確保方策	18	19	21	22	23
他市町村保育所	2	2	2	2	2

※3号認定者のうち、0歳児の保育希望者の推計です。主に和木こども園において保育を実施します。

担当:和木こども園、教育委員会

■ 3号認定者(1歳、認定こども園及び保育所+地域型保育)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	13	13	13	15	15
確保方策	11	11	11	13	
他市町村保育所	2	2	2	2	2

※3号認定者のうち1歳児の保育希望者の推計です。主に和木こども園において保育を実施します。

担当:和木こども園、教育委員会

■ 3号認定者(2歳、認定こども園及び保育所+地域型保育)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	21	26	25	26	29
確保方策	15	20	19	20	23
他市町村保育所	6	6	6	6	6

※3号認定者のうち2歳児の保育希望者の推計です。主に和木こども園において保育を実施します。

担当:和木こども園、教育委員会

第3節 地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援事業

「利用者支援事業」とは、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業のことを言います。

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

※利用者支援事業はこども家庭センター型（保健相談センター）を実施します。

担当：保健相談センター

■ 地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業」とは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のことを言います。

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

※既存の和木町子育て支援センター（和木こども園）において実施します。また、子育て支援センターの開所日数の増加及び時間延長を実施することで、施設の充実・強化が図られるよう、専任職員の配置を継続していきます。

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	106	114	118	125	134
確保方策	106	114	118	125	134

※人回…一か月当たりの利用回数

担当：和木こども園

■ 妊婦健康診査

「妊婦健康診査」とは、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握 ②検査計測 ③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業のことを言います。

単位：人、回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	580	580	580	580	580
対象人数	45	45	45	45	45
健診回数	14	14	14	14	14
確保方策	580	580	580	580	580

担当：保健相談センター

■ 乳児家庭全戸訪問事業（乳児家庭訪問）

「乳児家庭全戸訪問事業（乳児家庭訪問）」とは、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業のことを言います。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	50	50	50	50	50
確保方策	50	50	50	50	50

※本町では、生後3か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を保健師が訪問指導しています。

担当：保健相談センター

■ 養育支援訪問事業等

「養育支援訪問事業等」とは、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業のことを言います。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	120	120	120	120	120
確保方策	120	120	120	120	120

※保健師が、乳児家庭全戸訪問事業の際に、支援が必要な家庭を把握することで対応しています。

担当：保健相談センター

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

「子育て短期支援事業（ショートステイ）」とは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業のことを言います。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	7	7	7	7	7
確保方策	7	7	7	7	7

※町内には事業者はありませんが、岩国市内の事業者に委託して実施しています。

担当：保健福祉課

■ ファミリー・サポート・センター事業（低学年及び高学年）

「ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）」とは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のことを言います。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

※現在、会員（提供会員）の確保及び委託者確保が難しく、町単独での実施は困難なため、本町では実施していません。今後は、就労形態や家庭状況の多様化に伴う保育ニーズに因應するために、設置を検討していきます。

担当：保健福祉課

■ 一時預かり事業（認定こども園在園者対象）

「一時預かり事業」とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業のことを言います。

（幼稚園型）

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	473	385	338	280	298
確保方策	473	385	338	280	298

※現在、和木こども園在園児の保護者が、学校行事や病気等の理由により、子どもの保育が一時的に困難となった場合、「幼稚園型一時預かり事業」にて対応しています。

担当：和木こども園

■ 一時預かり事業（一般型）

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	1,784	1,632	1,552	1,467	1,562
確保方策	1,784	1,632	1,552	1,467	1,562

※現在、保護者が冠婚葬祭、学校行事、病気等の理由により、子どもの保育が一時的に困難となった場合、和木こども園の「一般型一時預かり事業」にて対応しています。今後は、就労形態や家庭状況の多様化に伴う保育ニーズに応えるために、受け入れ条件の緩和・利用枠の拡大を検討していきます。

担当：和木こども園

■ 時間外保育事業（延長保育事業）

「時間外保育事業（延長保育事業）」とは、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業のことを言います。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	44	40	38	36	38
確保方策	44	40	38	36	38

※和木こども園で延長保育を実施します。

担当：和木こども園

■ 病児・病後児保育事業

「病児・病後児保育事業」とは、病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業のことを言います。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	585	534	507	478	510
確保方策	585	534	507	478	510

※町単独での実施は困難なため、近隣市町との連携協定のもと対応できるようにしています。

担当：教育委員会

■ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

「放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)」とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業のことを言います。

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	108	103	100	100	82
確保方策	108	103	100	100	82

※現在、わきっこクラブの定員は90名ですが、利用する児童の平均利用人数を定員として位置づけているため、上記のとおり事業を実施します。

担当:教育委員会

■ 放課後子ども教室と一体型クラブの整備計画

単位:か所

	実績見込	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室						

担当:教育委員会

■ 乳児等通園制度（誰でもこども通園制度）〔新設〕

「誰でもこども通園制度」とは、0歳～2歳児が保護者の就労要件等に関係なく、こども園等で保育を受けられるサービスです。

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見 込 値	0歳6か月 ～1歳未満	2	2	2	2	2
	1歳以上 ～2歳未満	2	2	2	2	2
	2歳以上 ～3歳未満	1	1	1	1	1
	合計	5	5	5	5	5
確 保 方 策	0歳6か月 ～1歳未満	0	2	2	2	2
	1歳以上 ～2歳未満	0	1	2	2	2
	2歳以上 ～3歳未満	0	1	1	1	1

※令和8年度から和木こども園で実施します。

担当：和木こども園

■ 児童育成支援拠点事業〔新設〕

「児童育成支援拠点事業」とは、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善利益保障と健全な育成を図る事業のことを言います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	—	—	—	—	—
確保方策	—	—	—	—	—

※現在、委託事業者の確保が難しく、町単独での実施は困難なため本町では実施の予定がありません。今後、近隣市町と連携し、設置に向け検討します。

担当：保健相談センター

■ 子育て世帯訪問支援事業〔新設〕

「子育て世帯訪問支援事業」とは、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まり未然に防ぐ事業のことを言います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	—	—	—	—	—
確保方策	—	—	—	—	—

※現在、委託事業者の確保が難しく、町単独での実施は困難なため本町では実施の予定がありません。

担当：保健相談センター

■ 親子関係形成支援事業〔新設〕

「親子関係形成支援事業」とは、児童との関わり方や子育てに悩み不安を抱える保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業のことを言います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	—	—	—	—	—
確保方策	—	—	—	—	—

※現在、委託事業者の確保が難しく、町単独での実施は困難なため本町では実施の予定がありません。

担当：保健相談センター

【参考】「量の見込み」算出にあたっての基礎データ

(1) 人口推計

計画期間における対象人口の推計値は以下のとおりです。

住民基本台帳による各年3月31日現在の年齢別・男女別人口の過去5年分をもとに、コーホート変化率法により推計を行いました。

■ 対象人口の推計

単位：人

年齢	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	39	41	45	47	50
1歳	35	34	35	39	40
2歳	27	33	32	33	37
3歳	55	29	35	34	35
4歳	48	53	28	34	33
5歳	59	50	53	28	34
6歳	53	59	50	53	29
7歳	54	53	59	50	53
8歳	68	55	54	60	51
9歳	63	68	55	54	60
10歳	67	60	65	52	51
11歳	70	68	61	66	53
[再掲]0~2歳	101	108	112	119	127
[再掲]3~5歳	162	132	116	96	102
[再掲]0~5歳	263	240	228	215	229
[再掲]6~11歳	375	363	344	335	297

(2) 「量の見込み」の基本的な算出式

各事業・サービスの「量の見込み」は、アンケート(子ども・子育て支援に関するニーズ調査)における利用意向率に加え、人口推計、過去の実績値等を勘案しながら、各事業・サービスごとの実施状況を踏まえ町で独自算出しています。

(3) 家族類型

就業状況が利用に影響するサービスについては、「家庭類型」ごとの対象人口と、「家庭類型」ごとの利用意向率をもとに推計を行いました。アンケート結果から算出した「家庭類型」の構成比は以下のとおりです。現在の就業状況から算出した「現在の構成比」と、子育てが落ち着いたら働きたいという今後の就業意向から算出した「潜在の構成比」があり、量の見込みの算出においては、「潜在の構成比」を用いています。

■ 家族類型の 8 タイプ (0~就学前)

家族類型	父母の有無と就労状況等	現在の構成比	潜在の構成比
タイプ A	ひとり親家庭	2.3%	2.3%
タイプ B	フルタイム×フルタイム	36.5%	43.4%
タイプ C	フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上 + 下限時間~120 時間の一部) ※	31.0%	28.7%
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (下限時間未満 + 下限時間~120 時間の一部) ※	3.1%	1.6%
タイプ D	専業主婦(夫)	27.1%	24.0%
タイプ E	パート×パート (双方月 120 時間以上 + 下限時間~120 時間の一部) ※	0.0%	0.0%
タイプ E'	パート×パート (いずれかが下限時間未満 + 下限時間~120 時間の一部) ※	0.0%	0.0%
タイプ F	無業×無業	0.0%	0.0%

※下限時間は、保育の必要性の認定において、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の境となる時間で、和木町の場合、48 時間です。

		母親		父親				
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中				
父親	母親	120時間以上		120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC		タイプC'	タイプD
		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプE'	
120時間未満 下限時間以上	タイプC'							
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD	タイプF			

(4) 家庭類型別の利用意向率の一例

家庭類型別の利用意向率一例として、3号認定のものを以下に記載します。

この表は、例えば、「タイプB(父親フルタイム就業かつ母親フルタイム就業)」の0歳児の家庭では、100.0%が保育施設(保育所・認定こども園等)を利用したいと回答していることがわかります。

「量の見込み」は、当該年度のタイプBの子どもの人口×タイプBの利用意向率、という算定式で算出します。

■ 3号認定の家庭類型別の利用意向率

家族類型(潜在) / 父母の有無と就労状況等		年齢	利用意向率
タイプ A	ひとり親家庭	0歳	0.0%
		1歳	0.0%
		2歳	0.0%
タイプ B	フルタイム×フルタイム	0歳	100.0%
		1歳	100.0%
		2歳	100.0%
タイプ C	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0歳	0.0%
		1歳	50.0%
		2歳	100.0%
タイプ E	パート×パート (双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0歳	0.0%
		1歳	0.0%
		2歳	0.0%

※潜在のタイプ A、B、C、E で算出

第4章 施策の展開

基本目標1 地域における子育て家庭に関する支援

1. 家庭での保育を対象とした支援

少子化が進行し、地域の絆が希薄化していく中、子育てをする保護者の育児不安を解消し、地域で元気な子どもを育てていくため、気軽に情報を得たり、相談ができる仕組みの充実が求められます。親子の交流の場の提供、民生児童委員の子育て支援活動、子育て中の保護者による自主活動グループの支援など、地域での子育ての仲間づくりを通じて、こころ豊かな子育てを推進していきます。

No.	施策	施策の内容								
1	子育て支援センター	<p>子育て支援センターと、こども家庭センターで連携した取組を推進します。地域の子育て家庭のニーズに沿った内容を企画し、子育て世代の交流を促進し、情報交換等を円滑にできるよう子育てしている皆さんを応援します。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施日時</td> <td>毎週火・金曜日 9時30分から12時</td> </tr> </table> <p>-----</p> <p>担当：和木こども園、保健相談センター</p>	実施日時	毎週火・金曜日 9時30分から12時						
実施日時	毎週火・金曜日 9時30分から12時									
2	子育てサロンの支援	<p>民生児童委員を中心に、各種子育て支援に関する情報提供や活動場所の確保等の支援を行っています。広報わきの「子育て掲示板」で、開催日の情報発信を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育てサロンたんぽぽ</td> <td>和木2丁目第3集会所</td> </tr> <tr> <th colspan="2">実施日時</th> </tr> <tr> <td colspan="2">毎月第3水曜日(変更あり) 10時から11時30分</td> </tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>担当：保健福祉課</p>	区分	実施日時	子育てサロンたんぽぽ	和木2丁目第3集会所	実施日時		毎月第3水曜日(変更あり) 10時から11時30分	
区分	実施日時									
子育てサロンたんぽぽ	和木2丁目第3集会所									
実施日時										
毎月第3水曜日(変更あり) 10時から11時30分										
3	母子手帳アプリ	<p>和木町が提供する母子手帳アプリ『すくすく手帳』は、妊産婦と子どもの健康データの記録・管理や、出産・育児に関するアドバイスの提供など、育児を支援する便利な機能が充実しています。また、アプリを通じて自治体からの情報や保健師からのアドバイスなど、大切な情報を必要な人に即時に提供できるなど、非常時においても安心して出産・子育てができる環境づくりをサポートします。</p> <p>-----</p> <p>担当：保健相談センター</p>								

2. すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組の推進

様々な子育ての相談に対応し、保護者に寄り添い、より適切な支援を行うためには、子育てに関する基盤の充実が必要であり、情報提供の充実、相談対応のスキルアップなどの充実に努めていきます。

No.	施策	施策の内容
1	子育て支援センターの充実	和木こども園内の子育て支援センターは、週2回(火・金曜日)の運用を行っており、多くの方が利用されています。和木町の子育て支援の中心的な役割を担えるように、職員のスキルアップ、センターの周知、運用の方法について検討していきます。 ----- 担当:和木こども園

3. 保育サービスの充実

昨今の働き方改革などにも見られるように、女性が社会で働くことが広く求められるようになり、それを支えるための保育サービスの充実やICTの利活用が望まれています。幼児教育のさらなる充実など保育サービスに関するニーズも多様化しており、様々な状況に合わせたサービスの提供を進めていきます。

No.	施策	施策の内容
1	保育サービスの充実・保護者と保育者を繋ぐICTの導入	仕事を持つ保護者が、手軽にこども園に連絡を取ることができるよう、和木こども園では、保護者との連絡ツールとしてアプリを導入しています。今後さらに、保護者の利便性の向上を更に図っていくための検討を行います。 ----- 担当:和木こども園
2	保育の質の向上	こどもまん中の社会の実現に向けた取り組みを推進していくためには、保育の質の向上が必要です。保育者自身が遊びの引き出しをより多く持ち、子ども自身が主体的に遊ぶことができる環境を構築します。 ----- 担当:和木こども園

4. 総合的な相談窓口の推進

ニーズ調査の結果から、子どもや子育てに関して気軽に相談できる先は、ほとんどが家族・友人となっており、行政窓口への相談は少ない状況にあります。町内の子育てに関する相談体制の満足度は低い結果となっていました。このことは、相談窓口の周知不足や相談時に専門的な内容を含めた情報提供が十分にできていないことを意味しているといえます。相談窓口の周知や対応力強化、一元的な窓口の機能強化を図ることが求められています。

No.	施策	施策の内容
1	相談窓口の一元化	子育てに関する相談窓口を一本化することで、相談しやすい環境をつくるとともに、わかりやすい相談窓口の周知を行います。 ----- 担当：町全体
2	こども家庭センターの充実	令和6年6月から「和木町こども家庭センター すくすく」を設置しております。妊産婦から、子ども、ヤングケアラー、児童虐待等、子どもに関わる様々な相談を受けています。センターをより身近なものにし、気軽に相談できる体制や環境整備を推進します。 ----- 担当：保健相談センター

5. 相談窓口の対応力の向上

総合相談窓口の利用を促進するため、個々の相談対応者の質の向上を図るとともに、それぞれの窓口となる部署との情報共有を進める仕組みづくりが重要となります。

No.	施策	施策の内容
1	人材の育成	相談に応じる職員は、相談者が気軽に相談でき、相談内容に応じた支援が行えるよう、また広い視野からの相談対応ができるよう、研修や子育てに関わる各部署との連携を深め、人材育成を推進します。 ----- 担当：町全体
2	相談窓口のネットワーク	子育てに関する相談窓口をネットワーク化し、お互いの業務内容を熟知し、協働して相談項目に対応することで、町全体の相談機能の質の向上を図ります。 ----- 担当：町全体

基本目標 2 子どもが健やかに生まれこころ豊かに育つ環境づくり

1. 子どもや母親の健康の確保

妊娠期から子育て期を通じて母子の健康管理を推進してきましたが、晩婚化などもあり、異なる母子の心身にわたる健康管理に対する支援を配慮する必要があります。また、母子に対する健診は、保健師などの専門家や子育てをしている保護者との交流の場にもなり、様々な情報提供や情報交換の機会として活用を図ります。

No.	施策	施策の内容
I	妊娠・出産・子育てに関する学習機会の提供	子育ての基本を学習する機会を提供することで、学習機会の場が子育て仲間と交流できる場や心の安らぎの場となるよう配慮します。訪問や面談時に個別にチラシを配ることで、事業紹介を行っています。ニーズ調査を行うことで、対象者のニーズに沿った事業体制を図ります。 ----- 担当：保健相談センター
	① 妊娠届・母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時に保健師が一人ひとり面談を行い、相談や母子保健事業の紹介を行います。今後も面談を行い対象者のニーズに合った事業の紹介や他機関と連携を行います。 ----- 担当：保健相談センター
	② 妊婦さんのつどい	妊婦やその家族に対し、妊娠中の生活を快適に過ごし、また、出産に対する不安が少しでも軽減できるよう、妊娠中の栄養や分娩時の呼吸法、母乳育児、沐浴等の育児全般に関する保健指導、情報提供を行っています。 ----- 担当：保健相談センター
	③ 離乳食・幼児食教室	子どもの食に関する知識・情報の提供を行い、調理実習を通して学習するだけでなく親同士の交流の場となっています。また、ニーズ調査で参加者の希望等を聞き、対象者のニーズに沿った事業体制を図ります。 ----- 担当：保健相談センター
	④ 子育てアドバイス講座（赤ちゃんのつどい）	親子のふれあい、愛着形成を目的とした親子体操等を実施しています。教室を通して学習するだけでなく、親同士の交流の場となっています。 ----- 担当：保健相談センター

No.	施策	施策の内容
1	⑤ 地区組織活動	<p>母子保健推進協議会・食生活改善推進協議会等の子育てに係る団体や教育委員会と協働し「すくすくフェスタ」等を企画・運営し、親子がふれあう場を提供しています。また、推進活動を通して子育てに関する不安軽減に努めています。</p> <p>すくすくフェスタは毎年 100 組以上が来場し、様々な町内の子育て団体が協力して行っています。</p> <p>今後もより多くの方が気軽に参加できるよう、また子育て団体をより知ってもらえるよう周知に努めていきます。</p> <p>担当：保健相談センター</p>
2	相談支援の充実	<p>保健師、管理栄養士で各種相談に応じ、助言等を行っています。今後も気軽に相談できるよう様々な場面を活用して取り組みます。</p> <p>担当：保健相談センター</p>
	① 妊娠 7 か月面談	<p>妊娠 7・8 か月の全妊婦を対象に、出産や産後生活について個別面談を行います。健康状態や産前産後の支援状況などを確認し、必要な支援を行えるよう努めていきます。</p> <p>担当：保健相談センター</p>
	② 妊産婦・乳児訪問指導	<p>生後 4 か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を対象に保健師が訪問し、育児相談等を行っています。今後も母子保健事業等の紹介や相談を積極的に行います。</p> <p>担当：保健相談センター</p>
	③ 妊産婦及び乳児、要フォロー者の訪問指導	<p>継続支援が必要と思われる妊産婦や乳児等を対象に、2名の保健師で訪問し、相談等を行っています。</p> <p>今後も継続支援等の家庭に必要な支援を行えるよう努めていきます。</p> <p>担当：保健相談センター</p>
	④ 妊産婦サロン	<p>妊産婦を対象に助産師が母乳相談や育児の助言を個別に行います。妊産婦・乳幼児訪問指導等と連携し、必要な方に事業を紹介します。</p> <p>担当：保健相談センター</p>
	⑤ 育児相談	<p>乳幼児の発育・発達や離乳食の進め方等、子育てや各種制度に関する相談を保健師及び管理栄養士が行っており、毎年多くの相談があります。</p> <p>また、今後も保護者の相談に応じ、子育て等の不安の解消に努めます。</p> <p>担当：保健相談センター</p>

No.	施策	施策の内容
2	⑥ 産後の相談支援事業 産後ケア事業	<p>産後の相談支援事業は、産後の母親の体調不良や育児不安がある場合等に、町から委託を受けたスタッフを派遣し、支援することで産後の生活をサポートします。</p> <p>産後ケアでは、助産院や病院を宿泊または日帰りで利用できます。母親の心身の疲労を回復や、自宅に助産師が訪問し、母乳ケアや赤ちゃんのお世話等の相談を受けています。</p> <p>担当：保健相談センター</p>
3	健診体制の充実	<p>乳幼児の疾患や障害の早期発見、早期療育のため、発育の段階に応じた健康診査を共働き家庭の増加等、子育て環境の変化に対応しながら実施します。</p> <p>医療機関に委託する乳児健診では里帰り等で契約外医療機関に受診する場合の費用助成を行い、すべての対象者で受診しやすい体制を取っています。</p> <p>1歳6か月児健診以後は集団健診で実施し、事後カンファレンスにより情報を集約し早期治療、早期療育に結び付けています。今後も受診率の向上に努めます。</p> <p>担当：保健相談センター</p>
	① 妊婦健康診査	<p>妊娠中の疾病等を早期発見し、健やかな母性の維持と安全なお産を目的とし、9割以上の方が受診しています。</p> <p>また、里帰り等の遠方の医療機関でも妊婦健診が受けられるように支援します。</p> <p>担当：保健相談センター</p>
	② 産婦健康診査	<p>産後2週間・1か月で、産婦の身体の回復、心理状態、育児の悩み等について契約医療機関において総合的に診査し、疾病や産後うつ等の早期発見に努めます。妊娠7か月面談で紹介し、積極的な周知に努めます。健診結果をもとに必要な方には、関係機関と連携し支援を行います。</p> <p>担当：保健相談センター</p>
	③ 乳児健康診査	<p>乳児の月齢に応じた身体発育、運動、精神発達等について、契約医療機関にて総合的に診査し、先天性・後天性異常や疾病等の早期発見に努めます。乳児健診では乳児訪問の際の個別の紹介、幼児健診は個別通知により、9割以上の方が受診しています。これからもすべての対象者に健診を受診してもらえるよう、積極的な周知に努めます。</p> <p>担当：保健相談センター</p>
	④ 1歳6か月児健康診査	<p>1歳6か月児の年齢に応じた身体発育、運動、精神発達等について、集団健康診査を年6回行い、9割以上の方が受診しています。また、発達等の不安を持つ保護者に関して相談や2歳児歯科健診にて継続して支援します。</p> <p>担当：保健相談センター</p>

No.	施策	施策の内容
3	⑤ 3歳児健康診査	<p>3歳児の年齢に応じた身体発育、運動、視覚、聴覚、精神発達等について、集団健康診査を行い、9割以上の方が受診しています。</p> <p>また、発達等の不安を持つ保護者に対して相談支援を行い、必要に応じて関係機関等へ紹介しています。今後も関係機関と連携し、支援を行います。</p> <p>担当：保健相談センター</p>
	⑥ 妊婦及び乳幼児健診・精密検査	<p>妊婦健診で疾患を疑う場合は、治療目的の保険診療で精密検査も行われています。乳幼児健診の精密検査も同様に治療目的の保険診療で行われる場合が多い状況です。疾患の早期発見のため受診勧奨するとともに、受診後も相談支援を継続し、早期治療につながるよう支援します。</p> <p>担当：保健相談センター</p>
	⑦ 初回産科受診料助成事業	<p>低所得の妊婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、上限10,000円の受診料助成を実施しています。(1回の妊娠につき1回)</p> <p>担当：保健相談センター</p>
	⑧ 多胎妊婦健康診査	<p>多胎妊娠は、母体への負担が単体に比べ大きくなるため、妊婦健診の回数が多くなる傾向があります。経済的負担の軽減として多胎妊婦1人につき、妊婦一般健康診査補助券を5回分追加で交付します。</p> <p>担当：保健相談センター</p>
	⑨ 新生児聴覚検査	<p>聴覚の異常を発見するために、出産後の入院中に実施する新生児聴覚検査費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>担当：保健相談センター</p>
4	思春期の保健対策の推進	<p>性感染症や予期しない妊娠をはじめとした性の課題については、対策といえるものがなく、たいへん難しいのが実情です。正しい知識を身につけ、自ら回避する力をつける必要があります。今後も学校、地域、関係機関等が連携し、取り組みます。</p> <p>担当：教育委員会、保健相談センター</p>
	① 総合的な学習の時間の活用	<p>自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、問題を解決する資質や能力を育てること等をねらいとすることから「思考力・判断力・表現力など」が求められています。</p> <p>今後も、様々な体験や講演を通じて学習を行います。</p> <p>担当：教育委員会</p>
	② 相談体制の充実	<p>臨床心理士による面接相談を年12回開催し、心身の不調、子どもの発育や発達、いじめ・不登校・ひきこもり等についての相談に応じてきました。</p> <p>今後も、事業を継続して相談体制の充実を図ります。</p> <p>担当：保健相談センター</p>

2. 子どもの健やかな成長への支援

感染症や不慮のケガなどから子どもを守るために、予防接種の勧奨や子どもの家庭内事故に対する啓発に努めていくとともに、母子のコミュニケーションを促進し、子どもの健全な心の発達を支援するため、各種事業の浸透を図ります。

No.	施策	施策の内容		
I	母子保健事業の場を活用した家庭内事故防止の意識づくり	<p>幼児の事故防止については、育児開始時に効果的に助言することとし、啓発グッズを母子健康手帳交付時から乳児訪問で渡すように変更しています。また、大規模災害が頻発していることから、和木町防災メールの登録を促し、災害に備えて育児用備蓄品リストの提供をはじめ、今後も事故防止とともに災害対策を促していきます。</p> <p>担当：保健相談センター</p>		
	① 予防接種事業	<p>委託医療機関において、個別接種で実施します。定期予防接種の接種率は、概ね 80～100%と高い状態を保つことができています。今後も予防接種のスケジュールや標準的な接種時期等について、様々な機会を利用して接種勧奨や周知を行います。また、町外の医療機関においても接種できるよう医療機関と連携を図ります。</p> <p>担当：保健相談センター</p>		
	② 不妊治療対策事業	<p>子どもの誕生を望む夫婦に対し、不妊治療の一部助成を行うとともに、相談対応によって身体的、精神的な負担軽減の支援に取り組んでいます。今後も事業の周知に努め、子どもの誕生を望む夫婦への支援を継続します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>助成内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限 30,000 円（年1回、通算5回まで支給）</td> </tr> </tbody> </table> <p>担当：保健相談センター</p>	助成内容	上限 30,000 円（年1回、通算5回まで支給）
	助成内容			
	上限 30,000 円（年1回、通算5回まで支給）			
③ 赤ちゃん絵本贈呈事業	<p>絵本を通して赤ちゃんと保護者が楽しいひとときを過ごし、健やかな成長のきっかけとなることを目的としています。3か月前後の新生児が対象に、直接家庭に訪問し、用意している絵本の中から好きな絵本を 2 冊選んでもらい手渡しています。</p> <p>担当：社会福祉協議会</p>			
④ 給食費の無償化及び助成	<p>子どもの健やかな成長を願い、和木町内の施設については、給食費を無償としてきました。幼児教育・保育の無償化に伴い、町外の保育所や幼稚園等に通う子どもたちに対しても給食費の助成を行っています。</p> <p>担当：教育委員会</p>			

No.	施策	施策の内容				
I	⑤ 第2子以降保育料等無償化事業	<p>令和6年9月から、所得に関係なく、第2子以降の保育料等を国の幼児教育無償化政策とは別に、山口県と共同で実施しています。</p> <table border="1" data-bbox="624 477 1348 600"> <tr> <td data-bbox="624 477 719 600">対象</td> <td data-bbox="719 477 1348 600"> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定教育・保育施設 ● 認可外保育施設 ● 企業主導型保育施設 </td> </tr> </table> <p>担当:教育委員会</p>	対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定教育・保育施設 ● 認可外保育施設 ● 企業主導型保育施設 		
対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定教育・保育施設 ● 認可外保育施設 ● 企業主導型保育施設 					
	⑥ 妊婦タクシー	<p>妊産婦がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、移動に伴う心身の負担の軽減を図り、安心・安全な出産と産後の母親を支援することを目的としています。</p> <table border="1" data-bbox="624 853 1348 1093"> <tr> <td data-bbox="624 853 743 891">対象者</td> <td data-bbox="743 853 1348 891">町内に住所を有する妊産婦</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 976 743 1093">内容</td> <td data-bbox="743 898 1348 1093"> <ol style="list-style-type: none"> 1. タクシー券は500円券が10枚 (5,000円分) 2. 出産前後の健診や通院・買い物に利用可 3. 利用できる区域に制限はない </td> </tr> </table> <p>担当:保健福祉課</p>	対象者	町内に住所を有する妊産婦	内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. タクシー券は500円券が10枚 (5,000円分) 2. 出産前後の健診や通院・買い物に利用可 3. 利用できる区域に制限はない
対象者	町内に住所を有する妊産婦					
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. タクシー券は500円券が10枚 (5,000円分) 2. 出産前後の健診や通院・買い物に利用可 3. 利用できる区域に制限はない 					
	⑦ 福祉医療制度	<p>子どもが必要な医療を安心して受けられ、疾病の早期診断、早期治療を促進し、健康の保持と増進を図っています。また、高校生以下のすべての子どもに対して、医療費の自己負担相当額を助成しています。</p> <p>担当:保健福祉課</p>				

3. 子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービスの実施

保育サービスの無償化が始まり、子育ての負担が軽減してきましたが、子どもの健康を守る上で、子どもの医療費の助成や予防接種の助成を継続し、経済的な面からの支援を通して、子どもの健やかな成長を支援します。

No.	施策	施策の内容																	
1	福祉医療制度 (再掲)	<p>子どもが必要な医療を安心して受けられ、疾病の早期診断、早期治療を促進し、健康の保持と増進を図っています。</p> <p>また、高校生以下のすべての子どもに対して、医療費の自己負担相当額を助成しています。</p> <p>担当：保健福祉課</p>																	
2	インフルエンザ 予防接種 助成制度	<p>中学3年生及び高校3年生に対し、安心して受験に臨むことができるようインフルエンザ予防接種費用を全額助成しており、接種率は、概ね50%前後となっています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>助成内容(令和6年度)</th> <th>助成額(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月から2月の接種 (1人1回)</td> <td>4,950円</td> </tr> </tbody> </table> <p>担当：保健相談センター</p>	助成内容(令和6年度)	助成額(令和6年度)	10月から2月の接種 (1人1回)	4,950円													
助成内容(令和6年度)	助成額(令和6年度)																		
10月から2月の接種 (1人1回)	4,950円																		
3	任意予防接種費 助成事業	<p>町内の医療機関で下表の任意予防接種を受ける場合、接種費用の一部助成をしています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>助成内容</th> <th>対象年齢</th> <th>回数</th> <th>助成金額 1回あたり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">おたふくかぜ</td> <td>1回目：1歳</td> <td>1回</td> <td rowspan="2">3,000円</td> </tr> <tr> <td>2回目：年長児相当</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">インフルエンザ (小児)</td> <td>1歳～小学6年生</td> <td>毎年度 2回</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>中学1年生～2年生</td> <td>毎年度 1回</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>担当：保健相談センター</p>	助成内容	対象年齢	回数	助成金額 1回あたり	おたふくかぜ	1回目：1歳	1回	3,000円	2回目：年長児相当	2回	インフルエンザ (小児)	1歳～小学6年生	毎年度 2回	2,500円	中学1年生～2年生	毎年度 1回	2,500円
助成内容	対象年齢	回数	助成金額 1回あたり																
おたふくかぜ	1回目：1歳	1回	3,000円																
	2回目：年長児相当	2回																	
インフルエンザ (小児)	1歳～小学6年生	毎年度 2回	2,500円																
	中学1年生～2年生	毎年度 1回	2,500円																
4	学校給食 アレルギー対応の 文書料助成	<p>和木こども園、和木小学校及び和木中学校に在籍している児童等で、学校給食の食物アレルギー対応が必要な児童等の保護者に対し、アレルギー疾患用の診断書等の取得に必要な経費の一部(3,000円を上限)に助成しています。</p> <p>担当：教育委員会</p>																	

4. ひとり親家庭等の自立支援の推進

経済的、精神的に負担が大きいとされるひとり親家庭等に対し、相談体制を充実させ、経済支援策として、児童扶養手当などの制度の周知を図ります。

No.	施策	施策の内容
1	経済的支援策	<p>児童扶養手当の手続きは、住民サービス課で戸籍の届出時や住民票の異動手続きの際に申請手続きを案内しています。</p> <p>また、保健福祉課と連携し、ひとり親家庭医療制度の申請もれがないようにしています。母子・寡婦福祉資金貸付制度は県制度であり、岩国健康福祉センターが窓口となり随時相談に応じます。</p> <p>児童扶養手当担当：住民サービス課 ひとり親医療費助成及び母子寡婦福祉資金貸付制度担当：保健福祉課</p>

5. 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を防止し、健全な子育て環境を構築することは、人権を守り、子ども一人ひとりの明るい未来をつくる上で重要な施策です。児童虐待防止に関する啓発や子育て相談をさらに充実させて防止を図るとともに、園・小・中との連携や健康診査や訪問事業を通じて、早期に発見し、対応するために関係各所との情報共有の強化が求められます。

No.	施策	施策の内容
1	要保護児童対策地域協議会	<p>関係機関で情報共有を行い、連携しながら必要な支援を行っています。ケース数は増加傾向にあり、年2回実務者会議を開き、個別ケース会議の事例をまとめ、今後の支援方針を検討し決定しています。ケース管理の方法や対応が課題となっていますが、今後も関係機関で協力し、児童虐待防止に努めていきます。</p> <p>担当：保健相談センター</p>
2	相談活動体制の充実	
	① 母子保健事業における相談支援の充実	<p>妊娠期から子育て期に渡り、様々な場面を活用して相談対応を行っています。悩みや不安を解消できるよう、今後も関係機関と連携を図り支援します。</p> <p>担当：保健相談センター</p>
	② 子育て支援センターにおける相談支援の充実	<p>子育て支援センターは、育児不安の解消についての相談支援、親子の相互交流を行う場として機能してきました。和木こども園内に新設された新しいセンターでも、より利用者のニーズに沿えるような仕組みづくりを行います。</p> <p>担当：和木こども園</p>

6. 障害児施策の充実

障害児施策として、障害児に対する給付制度の充実を図るほか、障害のある児童に対するサービスのニーズは、その障害の種別や程度により多様なものとなるため、障害児を持つ保護者への相談体制の更なる強化を図ります。また、障害の有無に関わらず、全ての子どもが希望する園で、一緒に生活していくことが出来るように受入体制を整備します。

No.	施策	施策の内容
1	相談支援体制の充実・身体障害及び知的障害を持つ障害児に対する障害児通所給付費制度の充実	複数の居宅サービス・施設サービス事業者と連携し、利用者のニーズに合ったサービスを選択することができるよう相談体制の充実を図っています。相談体制については、事業者、担当職員が連携し、保護者及びその子どもの不安を取り除き、希望に沿うことができるよう対応しています。 ----- 担当：保健福祉課
2	児童福祉年金の支給	障害者手帳等の新規申請、更新時に併せて児童福祉年金の申請を案内し、対象者が確実に年金を受給できるように体制を整えています。 ----- 担当：保健福祉課
3	難聴児補聴器購入費等の助成	山口県と共同で身体障害者手帳の基準に満たない軽度難聴を持つ子どもについて、補聴器を購入する経費や修理に要する経費を助成しています。 ----- 担当：保健福祉課
4	認定こども園における障害児の受け入れの推進	町内の唯一の教育保育施設である和木こども園ですが、基本的には全ての子どもの受入を行っています。なかには児童発達支援や、保育所等訪問支援を利用しながら通園している子ども達もいます。事業所や相談支援事業者、関係機関と連携しながら、支援を行います。 ----- 担当：和木こども園
5	障害児等総合療育相談訓練事業及び障害児等集団療育訓練事業の実施	岩国市と和木町が岩国市医師会病院（岩国市療育センター）に共同委託し、療育相談や遊びを通じた発達促進訓練を実施しています。 ----- 担当：保健福祉課

基本目標 3 子どもの成長を支える教育環境の整備

1. 幼児教育の充実

幼児期は、子どもの将来に向けての人間形成にとってたいへん重要な時期となります。

和木こども園においても、子どもの家庭、地域と連携し、幼児の教育や教育環境の充実を図ります。また、幼児教育に関わる、保育士、教諭を始め、関係者のスキルアップを図ります。

No.	施策	施策の内容
1	こどもまんなかの取組	<p>ふるさと和木に誇りと愛着をもち、和木の将来を担う人づくりを理念とし「かんがえる子」、「やさしい子」、「げんきな子」を柱に町でオンリーワンの教育保育施設として、子どもを中心に子どもの意見を尊重し教育保育の充実に努めます。</p> <p>担当：和木こども園</p>
2	和木こども園保育教諭の教育研修	<p>和木こども園では、保育力向上のため、保幼小連携を意識した架け橋期までのカリキュラムを意識し「10の姿」を活用し園内研修を実施しています。また、オンライン研修を導入することにより研修機会を増やし、和木こども園の充実に努めるとともに、ICTの活用についてもタブレットの効果的な活用方法を園内で情報共有しています。</p> <p>担当：和木こども園</p>
3	特別な配慮が必要な子ども達への支援強化	<p>支援を必要とする子どもたちを尊重し、自分らしさをより生かしていくための加配職員を園・小・中に配置しています。</p> <p>外部からの指導者を講師に招いた特別支援教育に関する研修や福祉機関との情報交換の場をもち、職員の資質能力の向上に努めます。</p> <p>担当：和木こども園</p>
4	認定こども園・小学校・中学校の連携	<p>中学生が和木こども園を訪問しての読み聞かせ活動や環境整備活動の実施、和木こども園の夏まつりや運動会のボランティア活動、合同避難訓練実施など中学校とこども園の連携を行っています。</p> <p>園・小・中で合同授業や合同研修会を実施し、異校種の連携に努めています。幼児期から中学校卒業までの地域連携カリキュラムに基づき、共通の目標に向かって実践しています。今後「和木町の子どもはみんなで育てる」という意識の定着が必要となります。そのためのきっかけや、体制整備を実施します。</p> <p>担当：教育委員会</p>

2. 就学児童の居場所づくり

働き方改革などによる女性の社会進出の増加などから雇用形態も多様化し、昼間一人になる子どもが増加しており、子どもを安心して過ごさせることのできる居場所づくりの充実が望まれています。放課後児童クラブの充実で日々の居場所づくりを図るほか、長期休暇での居場所づくりの充実も望まれます。地域での居場所づくりとなる多様な教室などの充実や支援を推進します。

No.	施策	施策の内容												
1	わきっこクラブ(放課後児童クラブ)の安定的な運営	<p>共働き世帯の増加により、ニーズは高いものと考えられていますが、少子化により登録者数は減少傾向にあります。また、夏休みだけの利用希望者の受け入れも毎年行い、希望者には弁当の提供を行っています。しかしながら、放課後支援員や補助員の確保が課題となっています。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">対象児童</th> </tr> <tr> <td colspan="2">1年生から6年生の日中保護者が家庭にいないため、保育が必要な児童</td> </tr> <tr> <th colspan="2">保育時間</th> </tr> <tr> <td>平 日</td> <td>:授業終了後から18時30分</td> </tr> <tr> <td>土 曜 日</td> <td>:8時00分から17時00分</td> </tr> <tr> <td>長期休暇中</td> <td>:8時00分から18時30分</td> </tr> </table> <p>-----</p> <p>担当:教育委員会</p>	対象児童		1年生から6年生の日中保護者が家庭にいないため、保育が必要な児童		保育時間		平 日	:授業終了後から18時30分	土 曜 日	:8時00分から17時00分	長期休暇中	:8時00分から18時30分
対象児童														
1年生から6年生の日中保護者が家庭にいないため、保育が必要な児童														
保育時間														
平 日	:授業終了後から18時30分													
土 曜 日	:8時00分から17時00分													
長期休暇中	:8時00分から18時30分													
2	子どもの居場所づくり(放課後こども教室の運営)	<p>武道といった普段体験できないような種目を含むスポーツ体験、自然体験、職場体験、創作活動、歴史教室といった多種多様な教室を地域指導者の協力を得ることで展開しています。</p> <p>学校ではなかなか体験できない学びや体験を提供しており、一人で様々なことに挑戦している例も多く、小学生とサポーターが世代を超えて交流する「昔あそび」や地域の子育てイベントで実際に出店する「だがしや体験」は、特色ある取組として定着しています。</p> <p>けがやトラブルを未然に防ぐため、種目や人数、指導体制の見直しや連絡体制も含めたシステム作りや、より子どもが主体的に活動できるような工夫を行いながら事業を展開します。</p> <p>-----</p> <p>担当:教育委員会</p>												

3. 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

子どもたちの心身の成長を目的とし、教師の資質向上の研修、特別教科の導入、体力づくりの推進を通じて、成長していける教育環境の充実を図ります。

また、学校、家庭、地域を連携させたアウトリーチ型のサポートチーム等による子どもたちへの支援を図ります。

No.	施策	施策の内容	
1	園・小・中の教育力の向上		
	① 園・小・中の教育力を高め、心身ともにたくましい、心豊かな幼児・児童・生徒の育成	<p>地域の特性を生かした特色のある学校活動の工夫として、教師の日、国際交流事業英語指導助手招致事業を行ってきました。また、教職員の資質を高めるために、園・小・中 15 年間を見通した教職員研修会、課題を協議する合同研修会等を開催しました。今後も「尊師親愛生」の精神を基調とし、諸課題に対応していきます。</p> <p>担当:教育委員会</p>	
	② 自発的な学習機会の支援	<p>子どもたちの自発的な学習意欲を支援し、学力向上を目指すことの経済的負担軽減を図ることを目的に「英検」「数検」「漢検」「TOEIC」「TOEFL」の検定料の助成を継続します。</p> <p>担当:教育委員会</p>	
	③ ICT 教育の推進	<p>園・小・中一貫教育を行う中で、年齢に応じた ICT 機器との関わりを研究し、子どもたちにとって確かな学力を育成するため、ICT 機器を効果的に活用した授業を展開します。また、中村学園大学の山本朋弘教授を毎年講師としてお招きし、最先端の ICT 機器の活用についての研修会を実施しています。</p> <p>担当:教育委員会</p>	
④ 国際教育の推進	<p>英語や外国文化に触れ、国際理解の基礎を培うために ALT や国際交流支援員を活用し、様々な取組を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">内容</td> <td> 1. ニュージーランドへ 2 週間の語学留学 2. イングリッシュキャンプ(2泊3日) </td> </tr> </table> <p>担当:教育委員会</p>	内容	1. ニュージーランドへ 2 週間の語学留学 2. イングリッシュキャンプ(2泊3日)
内容	1. ニュージーランドへ 2 週間の語学留学 2. イングリッシュキャンプ(2泊3日)		

No.	施策	施策の内容
2	感動を伴う体験を重視し、心の豊かさを育む教育の充実	
	① 絵本の読み聞かせ	<p>地域交流を踏まえ「読み聞かせサークル このゆびとまれ」が和木こども園、和木小学校、和木中学校で活動し、児童生徒一人ひとりの思いを大切に、絵本から多くの心の育ちを育む取組を行っています。毎月第3土曜日に図書館で定期的に活動しています。</p> <p>担当:教育委員会</p>
	② 伝統と共に生きる豊かな感性の醸成	<p>郷土の自然や歴史、伝統について学ぼうとする意欲を喚起するとともに、地域の人々とのかかわりを深め、感動する心と社会性を培う体験機会の充実に努めます。</p> <p>担当:教育委員会</p>
3	健康・安全で活力ある生活を送るための基盤の育成	
	① 健康・安全教育	<p>健康に関しては、各園校において養護教諭を中心に、健康に対する指導や啓発活動を行っています。安全面については、教頭や生徒指導担当を中心に各学期終わりに全校集会等で被害防止や交通安全等指導を行います。</p> <p>担当:教育委員会</p>
	② 体づくりの推進	<p>ICT 機器の普及による心身の疲労を軽減するために、「和木 SMILE-C.ストレッチ」を推進しています。また、スポーツ少年団や、わきあいキッズの活動を中心に体を動かす機会を提供し、各校で体力向上に向けた取組を行います。</p> <p>担当:教育委員会</p>
	③ サポートチーム等、地域支援システムづくり	<p>学校、家庭、教育委員会が連携するなかで、スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）の活用を含めて継続的に取り組みます。教育相談員（スマイルルーム）の積極的な活用とともにアウトリーチ型の支援ができる体制も整えており、タブレットを用いた学習や体験活動を行っています。また、関係機関で情報共有を図るために、スマイルルーム会議を開催し、支援の充実に努めています。</p> <p>担当:教育委員会</p>
	④ 避難訓練の充実	<p>園・小・中合同での避難訓練と受け渡し訓練を隔年で行い、各園校においては、火災訓練、不審者対応訓練を定期的に行います。</p> <p>担当:教育委員会</p>
4	開かれた学校づくりと特色ある教育、特色ある学校づくりの推進	
	① 学校運営協議会制度	<p>園・小・中それぞれで協議会を開催しています。地域住民等が学校等の運営に積極的に参画することにより、地域の意向を学校の運営に的確に反映し一層地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するために制度を設けています。</p> <p>担当:教育委員会</p>

4. 家庭や地域の教育力の向上

家庭、地域の住民、小学校の協力のもと、放課後子ども教室「わきあいキッズ」を運営し、子どもたちが奉仕活動や様々な体験活動を通じて成長できる場づくりをしています。さらに地域との連携をもって地域全体の教育力の向上を推進します。

No.	施策	施策の内容
I	社会教育の推進	
	① 地域子ども教育推進事業の充実	平成20年度より、地域住民の協力のもと、和木町放課後子ども教室「わきあいキッズ」を開催しており、たくさん子どもたちが関わっています。上達や成長の場面も多くみられる一方、思いの異なる者同士が多く集まることで、まとまりがなくなることもあります。けがやトラブルを防ぐため、最適人数の見直しや小学校と連携してのシステム作り等を行います。 ----- 担当:教育委員会
	② 奉仕活動、体験活動の推進	和木町放課後子ども教室「わきあいキッズ」では、自然観察や陶芸体験、職場体験等の体験活動を通し、地域と連携し、豊かな体験をする機会を設けています。活動には毎回、多くの子どもたちが参加していますが、子どもの数の減少やスポーツ少年団活動や地域行事などもあり、参加者が減少傾向にあります。子どもたちのニーズを把握するなどの対策をするとともに、指導者・サポーター等の確保にも努めます。 ----- 担当:教育委員会
	③ 和木町家庭教育支援チーム（はっちーず）	家庭教育支援チームとして、家庭教育支援者、保護者が連携を深め、地域の家庭教育力の充実や向上のために設置しています。こども園や、小学校等で家庭教育・子育て支援に関する情報提供を行い学校や家庭の中での不安に寄り添った活動を行っています。また、同チーム内に「ちょこの会」を開設、毎月第2木曜日に文化会館集会所で相談活動を行っています。 ----- 担当:教育委員会
④ 和木学園構想の推進	和木学園は、平成29年3月に開園しました。町全体を学園として捉え、すべてのライフステージで「生涯学習」を推進しています。「みんなが生徒 みんなが先生」として、ともに学び合う学園での活動を通して異世代交流や体験等を行い「家庭」「学校」「地域」という垣根を超えて町全体が一つになるよう取組を強化していきます。行政主導だけでなく、自主運営の活動を増やしていくことも目標としています。 ----- 担当:教育委員会	

5. 青少年健全育成の推進

和木町青少年問題協議会を中心に、PTA や関係団体と連携を図り、青少年健全育成活動について啓発し、地域全体で取り組んでいきます。

No.	施策	施策の内容
1	青少年の健全育成	PTA等に対して、青少年健全育成に関する研修会への参加促進、研修会の企画・運営の支援等を行っており、県主催の研修会への参加や学校との防犯パトロールを共同で行う等、関係団体と協力して青少年の健全育成を目指しています。 ----- 担当：教育委員会
2	スマイルルームの開設	気軽に、悩みや相談を行える場所として、スマイルルームを開設しています。この相談ダイヤルはフリーダイヤルで運用しています。 ----- 担当：教育委員会
3	あいさつ運動の実施	あいさつ運動は、地域のコミュニケーションを促進し、住民同士のつながりを強めるための取組です。あいさつを交わすことで、地域の絆を深め、地域全体の結束力が高まり、不審者への警戒心が高まるとともに、地域の活性化にもつながります。 ----- 担当：教育委員会

基本目標 4 子育てと仕事の両立支援

1. 多様な働き方に対応した子育て支援の展開

今般、雇用環境の変化から、女性の就労割合が増えている中で、出産後も引き続き就労する母親も増えています。また、就労時間や日数等様々なバリエーションも増えるとともに、病児の対応や長期休暇における預かりなど子育て支援のニーズも多岐に渡った支援が望まれます。

No.	施策	施策の内容
1	仕事と子育ての両立の推進	共働き世帯の増加により保育ニーズは益々高いものとなっております。和木町では、ファミリー・サポート・センター事業は行っていません。また、病児・病後児保育については、広島広域都市圏や山口県内の市町と協定を結ぶことにより利用できるようになりました。今後も事業を継続していきます。 保健福祉課、教育委員会
2	病児・病後児保育事業の広域利用	広島広域連携中枢都市圏、山口県内市町において相互の利用の協定を結んでいます。町には、当該施設はありませんが、広域利用の予算確保等を行います。 教育委員会
3	コミュニティの形成	子育てのコミュニティを充実させることで、多くの情報交換ができ、子育てにかかわる方々が安心して子育てに取り組み、共助できる雰囲気醸成します。 教育委員会、保健相談センター

2. ワークライフバランスの推進

仕事と家庭を両立させることができ、各自のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会の実現が求められています。企業等民間団体や行政機関においても女性だけでなく男性も育児休暇を取りやすい環境づくりに向けての啓発に努めるとともに、地域子ども・子育て支援事業の充実が求められます。

No.	施策	施策の内容
1	出産期から学齢期までの継続した支援	学校との連携、和木こども園との連携の強化を維持していきます。また、令和6年6月に、保健相談センターに「こども家庭センター」が開設されました。母子保健と児童福祉の連携により更なる充実を図ります。 教育委員会、保健福祉課、保健相談センター

3. 共働き・共育での推進

誰もが希望する働き方やライフスタイルを実現するためにも、家事や育児の負担や仕事の負担が偏らず、男性の育児参加が当たり前となる社会を目指します。そのためにも、職場、家庭それぞれにおける意識改革や啓発、柔軟な勤務体制の導入といった実践的なサポート等が求められます。

No.	施策	施策の内容
1	父親の育児参加へのきっかけづくりの支援	妊娠届の際に父親の参加を積極的に呼びかけています。 個別の健康教育に参加した父親には妊婦の体験や沐浴実習ができる機会を提供しています。 ----- 保健相談センター

基本目標 5 子どもが安全・安心に過ごせる生活環境の整備

1. 安全・安心な道路交通環境の整備

町内において、昼夜を問わず、子どもたちや妊婦を含む子どもを連れた保護者が安全に歩くことができる道路環境を整備していく必要があります。歩道や街灯の整備や道路の安全対策、公共の施設へのバリアフリーの推進が望まれます。

No.	施策	施策の内容
1	道路整備	交通危険箇所は随時点検を行うとともに、通学路安全プログラムにより県や道路関係課、警察、学校関係者等が集まり、改善や改修等へ向けた協議を行っています。 都市建設課、教育委員会
2	街灯整備	町内の街灯はほぼLED化を完了しました。LEDにすることで環境面、寿命面等大幅に改善され、夜間でも安全に道路を利用できるようになりました。現状を維持していきます。 企画総務課

2. 安心して遊び、生活できる環境づくり

地域の子どもの遊び場や学校等では、遊具の整備を行うとともに、遊戯中に事故に合わないための教育やルールづくりが求められます。こども園や学校の中の設備の点検などのルール作りや整備も必要です。

No.	施策	施策の内容
1	公園等の利用方法の検討	毎月、職員による遊具点検を実施し、3年に1回は専門業者による遊具点検を実施し、遊具や樹木など、危険な箇所が見つかった場合は、早急に修繕をしていきます。また、周辺の自治会から要望や相談に対し、対応していくことで、安心安全な公園施設の維持につなげていきます。 教育委員会
2	こどもの居場所づくり	こどもの居場所は、家庭だけではなく、地域においても確保をしていく必要があります。安全に遊べ、集える居場所づくりのため、世代を超えた交流ができるようなスペースの設置を検討していきます。 教育委員会

3. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもたちが登下校時に、犯罪や事故に遭わないために、地域住民と連携した見守り活動を推進しています。この活動を継続し地域で子どもを守る事業の支援を推進します。

また、携帯電話・SNS を使った犯罪に子どもが巻き込まれるなどの新たな問題が発生しており、家庭、地域、学校等が連携した子どもたちへの啓発が求められます。

No.	施策	施策の内容
1	地域における防犯活動	スクールガードや防犯パトロールによる地域の見守り活動を継続します。見守り活動をすることで、犯罪抑止につながるため、継続して実施していきます。また、和木駐在所とも連携を図り、防犯パトロールを継続します。
		企画総務課、教育委員会
2	防犯・防災カメラの設置	町内の防犯に対する抑止力の向上や安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的に、防犯・防災カメラを町内各所に設置するとともに、家庭用防犯カメラ設置費を助成しています。
		企画総務課
3	スマホ教室の実施	スマートホンの普及により児童や生徒が犯罪に巻き込まれないよう、中学校で講師を招き、スマホの使い方やマナーについての学習機会を設けています。
		教育委員会

基本目標 6 子どもの貧困対策の推進

第5章 推進体制

1. 計画の推進体制

本計画は、多岐の分野にわたることから、行政だけでなく、こども園、家庭、学校、地域、その他関係部署、関係機関との連携・協働により、推進していきます。

本計画の実行性を高めるためにも各関係機関等における人員不足等や求められる住民サービスにより柔軟に対応できるようにするため、BPR⁴の考え方にに基づき各関係機関における業務プロセスの改善に取り組み、計画の着実な実行を推進します。

2. 役割

本計画において、行政、こども園、家庭、学校、地域が子ども・子育て支援に果たす役割を示します。

行政の役割	<ul style="list-style-type: none">○ 必要なサービスの提供・支援○ 関係諸機関との連携○ 相談等子育て支援業務に携わる職員の専門性の向上
こども園の役割	<ul style="list-style-type: none">○ 未就学児童の保育と教育の場○ 子育て支援センター運営による家庭での保育支援
家庭の役割	<ul style="list-style-type: none">○ 子育てについての第一義的責任
学校の役割	<ul style="list-style-type: none">○ 就学児童の成長と生きる力を養う教育・体験の場○ 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援
地域の役割	<ul style="list-style-type: none">○ 子育て家庭の目の届かない範囲における子どもの行動への見守りや声掛け○ 子どもの虐待や問題行動を早期に発見する目配り役

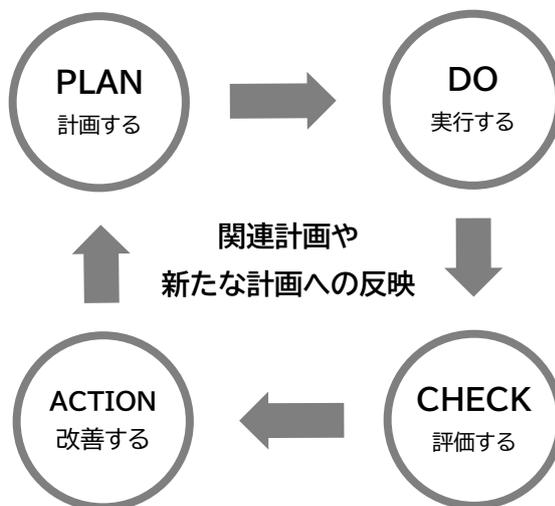
⁴ BPRとは、(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)の略。各自治体業務の業務プロセスを見直し、再設計を行うこと。デジタル技術の活用なども踏まえ、業務プロセスの抜本的な見直しを行うことで業務効率の向上や、住民サービスの質の改善、業務負担の軽減を図る取組。

3. 計画の管理

PDCA サイクルのイメージ

(1) 計画の実施・実行・評価・改善

本計画を効率的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善の PDCA サイクルを確立し、実施していきます。



(2) 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条の規定に基づき条例により町長の附属機関として設置した「和木町子ども・子育て会議」の意見を踏まえ、計画を推進します。

会議は、町内在住の子育て中の保護者、子ども・子育て支援に関わっている団体の代表者、学識経験者などで構成されます。

(3) 計画の実施状況の点検・評価

毎年度、PDCA サイクルに基づき本計画の実施状況の点検・評価を実施します。その内容を和木町子ども・子育て会議に報告し、意見を伺い、次年度以降の事業の推進に反映するよう努めます。必要がある場合には本計画の見直しを検討します。また、点検・評価を取りまとめた結果については、広く町民に公表します。

(4) 計画の周知・情報提供

本計画の内容については、関係者や関係団体をはじめ広く町民に周知します。また、新たな課題やニーズに合った必要な情報や支援を町民に周知するため、広報わきやホームページなどの活用により、子ども・子育て支援に関する情報提供に努めます。

資料編

1. 和木町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項に規定する合議制の機関として、和木町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 法第61条第1項に規定する和木町子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
- (4) 本町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関し意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主及び労働者
- (3) 教育・保育・及び子育て支援事業関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 町長が必要と認める者

2 前項の委員の定数は15名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。会長は委員の互選によって定める。副会長は、委員の中から会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、町長の同意を得て定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2. 計画の策定体制

(1) 和木町子ども・子育て会議委員名簿

令和5年度委員

(敬称略・順不同)

No	名 前	所 属
1	岸本 徳久	和木こども園 PTA 会長
2	坂田 敬太	和木こども園 PTA 副会長
3	村上 邦明	和木小学校 PTA 会長
4	植木 義彦	和木小学校 PTA 副会長
5	米本 道江	母子保健推進協議会 会長
6	原川 幸江	主任児童委員
7	河口 龍裕	和木小学校 校長
8	佐伯 公夫	和木こども園 園長
9	岸本 京子	和木こども園 副園長
10	松井 千登世	和木こども園 副園長

令和6年度委員

(敬称略・順不同)

No	名 前	所 属
1	坂田 敬太	和木こども園 PTA 会長
2	伊藤 翔太	和木こども園 PTA 副会長
3	植木 義彦	和木小学校 PTA 会長
4	石川 寛子	和木小学校 PTA 副会長
5	米本 道江	母子保健推進協議会 会長
6	原川 幸江	主任児童委員
7	佐伯 公夫	幼児教育アドバイザー
8	河口 龍裕	和木小学校 校長
9	岸本 京子	和木こども園 園長
10	松井 千登世	和木こども園 副園長
11	福村 和子	和木こども園 副園長

(2) 策定経過

年月日	活動概要
令和5年11月30日	■令和5年度第1回和木町子ども・子育て会議 1. 会長、副会長の選出 2. 第2期計画(令和4年度)の計画評価 3. 子ども・子育てニーズ調査票(案)の確認
令和5年3月14日	■令和5年度第2回和木町子ども・子育て会議 1. ニーズ調査の報告 2. その他について
令和6年7月17日	■令和6年度第1回和木町子ども・子育て会議 1. 和木町子ども・子育て支援事業計画 骨子(案)について 2. その他(本年度スケジュール等)
令和6年10月25日	■令和6年度第2回和木町子ども・子育て会議 1. 第2期計画の評価について 2. 第3期計画素案について 3. その他
	■令和6年度第3回和木町子ども・子育て会議 1. 第3期和木町子ども・子育て支援事業計画(案)について

第3期和木町子ども・子育て支援事業計画

策定年月：令和7年3月

発行：和木町

編集：和木町教育委員会事務局

住所：〒740-0061 山口県玖珂郡和木町和木2丁目1番1号

電話：0827-53-3123

F A X：0837-53-6776